

# 赤平市過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

【令和3年9月17日策定】

北海道赤平市

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	赤平市の概況	1
①	本市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②	本市における過疎の状況	1
③	本市の社会経済的発展の方向の概要	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
①	人口の推移と動向	3
②	産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	6
①	行政の状況	6
②	財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	11
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	17
(3)	事業計画	18
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
3	産業の振興	19
(1)	現況と問題点	19
①	石炭鉱業	19
②	工業	20
③	商業	22
④	農業	23
⑤	林業	26
⑥	観光	26
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	28
(4)	産業振興促進事項	29
①	産業振興促進区域及び振興すべき業種	29
②	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	29
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	29

4	地域における情報化	30
	(1) 現況と問題点	30
	(2) その対策	30
	(3) 事業計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
5	交通施設の整備、交通手段の確保	31
	(1) 現況と問題点	31
	①道路	31
	②交通機関	32
	(2) その対策	32
	(3) 事業計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
6	生活環境の整備	34
	(1) 現況と問題点	34
	①上水道	34
	②下水道	34
	③環境衛生	34
	④消防	35
	⑤住環境	35
	(2) その対策	35
	(3) 事業計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
	(1) 現況と問題点	38
	①高齢者福祉	38
	②子ども・ひとり親家庭福祉	40
	③障がい者（児）福祉	40
	(2) その対策	40
	(3) 事業計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
8	医療の確保	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	45
	(3) 事業計画	45
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45

9	教育の振興	46
	(1) 現況と問題点	46
	①学校教育	46
	②社会教育	47
	③生涯学習	47
	④体育	47
	(2) その対策	48
	(3) 事業計画	48
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
10	集落の整備	49
	(1) 現況と問題点	49
	(2) その対策	49
11	地域文化の振興等	50
	(1) 現況と問題点	50
	(2) その対策	50
	(3) 事業計画	50
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
12	再生可能エネルギーの利用の推進	51
	(1) 現況と問題点	51
	(2) その対策	51
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	52
	(1) 現況と問題点	52
	(2) その対策	52
	(3) 事業計画	52
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
	事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	53

# 1 基本的な事項

## (1) 赤平市の概況

### ① 本市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、北海道のほぼ中央にあり、東は芦別市、西は滝川市・砂川市、南は歌志内市、北は深川市に隣接し、札幌市から約 100 km、旭川市から約 50 km の距離にある。

市域は、東経 141 度 58 分 40 秒から 142 度 09 分 10 秒、東西間の距離は 14.1 km であり、南端は北緯 43 度 28 分 44 秒、北端は北緯 43 度 38 分 44 秒で南北間は 18.5 km の距離である。面積は 129.88k m<sup>2</sup> であり、このうち山林、原野が全体の約 73% を占めている。

市の中央部には空知川が東から西へ向かって流れ、J R 根室本線と国道 38 号が並行して走り、イルムケツ山 (864.5m) の裾野に沿って帯状に細長い都市形成となっている。

気候は内陸性であり、最近 5 カ年では最高気温 33.8℃、最低気温マイナス 22.8℃、年間平均気温 7.7℃、年間平均降水量 1,110 mm となっている。

本市の歴史は、安政 4 年に松浦武四郎が空知川をさかのぼり、沿岸で石炭を発見したことに始まると言われ、明治 24 年に歌志内から数戸が百戸地区に入植したことが開拓の元祖となった。

以来、農林業を基盤としながら石炭産業を中心とした第 2 次産業及び第 3 次産業が発展した。この間、大正 2 年に鉄道が開通し、同 7 年に大倉鉱業が茂尻砒を開砒、炭田の開発が急速に進み、石炭需要の増大とともに人口の増加も著しく、同 11 年 4 月 1 日に歌志内村から分村し 2 級町村制が敷かれ赤平村となる。昭和に入ってから豊里砒、赤間砒、住友赤平砒が開砒され、昭和 18 年 2 月 11 日に町制施行、同 29 年 7 月 1 日に市制を施行した。同 35 年には大小 20 余りの炭鉱を有し人口 5 万 9 千人を数えた。

しかし、昭和 30 年代中頃から進展したエネルギー消費構造の変化は、石炭産業に深刻な影響を与え、昭和 42 年の豊里砒の閉山に続いて茂尻砒、赤間砒と大手の閉山が相次ぎ、さらに坑内掘りとして唯一残されていた住友赤平砒も平成 6 年 2 月に閉山を余儀なくされたことに加え、離農、若年労働者の市外転出が過疎化に一層拍車をかけ、本市の地域経済に大きな影響を及ぼしている。

小売業の年間商品販売が減り、市の財政も鉱産税をはじめ市税が減収するなど、自主財源の増加が課題となっている。

また、経済不況や少子高齢化の影響により、市民生活を守るための扶助費、福祉対策費等の義務的経費が増加し、下水道、道路整備等の生活環境整備を進める中で、年々財政力が低下している現況にある。

### ② 本市における過疎の状況

本市の人口は、昭和 35 年に 54,635 人 (国勢調査人口) であったが、以降減少を続け、平成 27 年には 11,105 人 (国勢調査人口) に激減 (減少率 79.6%) している。

令和 3 年 3 月末現在では、9,570 人 (住民基本台帳人口) となり、今もなお人口減少が続

いている。

また、少子化と若年層を中心とする人口流出のため、総人口に占める 65 歳以上の高齢者比率は年々増加し、昭和 35 年は 2.9%であったが、令和 3 年 3 月末日には 47.5%と約 16 倍にも増え、高齢化が急速に進行しており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

●人口の増減率（国勢調査人口）

区 分	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 7 年
増減率	—	△36.1%	△27.0%	△23.8%	△10.6%
区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
増減率	△9.2%	△8.6%	△12.2%	△12.1%	

人口の減少は社会的な現象であり、この原因としては次のことが考えられる。

- ・昭和 30 年代中頃から進展したエネルギー消費構造の変化により、基幹産業であった鉱業の炭鉱閉山を余儀なくされたことによる炭鉱従業者等の転出
- ・若者の大都市志向による転出
- ・農業従事者の離農による転出
- ・女性の社会進出増加などによる少子化の進行
- ・その他

本市における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく振興計画となる第 6 次赤平市総合計画は、「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」をまちの将来像とし、次の 5 つの施策を柱にその実現に努めている。

- ・健やかな暮らしをともに支え合うまち
- ・安全・安心で快適に暮らせるまち
- ・活力に満ちた魅力あふれるまち
- ・ともに学び合い豊かな心を育むまち
- ・ふれあいと交流で創る協働のまち

昭和 46 年 4 月に過疎地域の指定を受け、これまで過疎法に基づく各種事業を推進してきたが、平成 6 年 2 月に本市唯一の坑内掘炭鉱が閉山したことは、依然として産業経済全般にわたり厳しい環境を強いられ、定住対策、高齢化対策、産業構造の転換による雇用の拡大など多くの課題を抱えており、引き続き過疎地域持続的発展計画において、総合的かつ計画的なまちづくりを推進し、地域の自立促進を図らなければならない。

このため、今後も過疎地域持続的発展計画に基づき、国及び道の諸施策を有効に活用し、生活環境及び産業基盤の整備を図るとともに、企業誘致、地場産業の振興による雇用の創出と雇用安定・拡大など、総合的かつ計画的な定住条件を整備することで人口の定着・増加が期待される。

### ③ 本市の社会経済的発展の方向の概要

かつて日本のエネルギーを支えてきた石炭産業は、昭和 30 年代中頃から進められたエネルギー消費構造の変化が産炭地に深刻な影響を及ぼし、平成 6 年 2 月に坑内掘炭鉱が閉山し、本市の基幹産業であった石炭産業の企業は姿を消すこととなった。

本市は鉱業から工業への転換を推進するため、昭和 52 年からの茂尻工業団地をはじめ豊里工業団地、赤平工業団地、赤平第 2 工業団地の造成事業などにより、企業誘致活動を活発に展開し、有力企業が根付き順調な操業が進められており、平成 20 年度にすべての工業団地を完売したが、世界的な景気の低迷等の影響を受け、工業出荷額が落ち込んでいる。

第 6 次赤平市総合計画（令和 2 年度から令和 11 年度）の策定にあたり、北海道総合計画及び北海道総合開発計画との整合性から第 5 次赤平市長期総合計画の見直しを図り、本市 10 カ年の基本的な方向を定めた。

## （２）人口及び産業の推移と動向

### ① 人口の推移と動向

本市の国勢調査における人口のピークは、昭和 35 年の 54,635 人であり、以降、減少を続けている。

#### ●国勢調査における人口の推移

調査年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年
人 口	54,635 人	46,646 人	34,904 人	26,363 人	25,467 人
増減率	1.8%	△14.6%	△25.2%	△24.5%	△3.4%

調査年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
人 口	22,645 人	19,409 人	17,351 人	15,753 人	14,401 人
増減率	△11.1%	△14.3%	△10.6%	△9.2%	△8.6%

調査年	平成 22 年	平成 27 年
人 口	12,637 人	11,105 人
増減率	△12.2%	△12.1%

急激に人口が減少する中で、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、総人口に占める割合が昭和 35 年には 2.9%（1,606 人）であったが、平成 27 年には 44.7%（4,964 人）と高齢化が急速に進んでいる。

また、人口動態では生産年齢人口の減少に伴い出生率が低下し、自然増加率の減少が続いている。

社会動態では、昭和 40 年代の相次ぐ大手炭鉱の閉山・合理化と平成 6 年、大手炭鉱の閉山による転出、依然として続く若年層人口の流出等により人口の減少が続いている。

●表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 54,635	人 26,363	% △51.7	人 19,409	% △26.4	人 14,401	% △25.8	人 11,105	% △22.9
0歳～14歳	人 20,516	人 5,701	% △72.2	人 2,718	% △52.3	人 1,390	% △48.9	人 835	% △39.9
15歳～64歳	人 32,513	人 18,514	% △43.1	人 13,088	% △29.3	人 8,023	% △38.7	人 5,306	% △33.9
うち15歳～ 29歳 (a)	人 13,284	人 5,176	% △60.0	人 2,804	% △45.8	人 1,479	% △47.2	人 909	% △38.5
65歳以上 (b)	人 1,606	人 2,148	% 33.7	人 3,603	% 67.7	人 4,988	% 38.4	人 4,964	% 0.5
(a)／総数 若年者比率	% 24.3	% 19.6	—	% 14.4	—	% 10.3	—	% 8.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 2.9	% 10.2	—	% 18.6	—	% 34.6	—	% 44.7	—

●表1-1 (2) 人口の見通し (赤平市人口ビジョン)

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人 口 (人)	総人口	11,105	9,617	8,291	7,124	6,090	5,161
	年少人口	835	612	481	419	373	332
	生産年齢人口	5,306	4,330	3,631	2,979	2,487	2,015
	高齢者人口	4,964	4,675	4,179	3,726	3,231	2,814
構成比 (%)	年少人口	7.5	6.4	5.8	5.9	6.1	6.4
	生産年齢人口	47.8	45.0	43.8	41.8	40.8	39.0
	高齢者人口	44.7	48.6	50.4	52.3	53.1	54.6

		2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
人 口 (人)	総人口	4,349	3,668	3,076	2,574	2,146
	年少人口	296	265	229	195	165
	生産年齢人口	1,636	1,343	1,151	975	831
	高齢者人口	2,417	2,060	1,695	1,404	1,150
構成比 (%)	年少人口	6.8	7.2	7.4	7.6	7.7
	生産年齢人口	37.6	36.6	37.4	37.9	38.7
	高齢者人口	55.6	56.2	55.2	54.5	53.6



## ② 産業の推移と動向

本市の産業別就業人口の推移をみると、第一次産業にあつては農業が中心で残りは林業であり、昭和 35 年の就業人口は 1,918 人で全就業人口の 10.6%を占めていたが、平成 27 年には 207 人で 4.6%に減少した。これは機械導入による省力化や効率化が進む一方、後継者難による離農や若年労働者の他産業への転出等の要因によるものである。

第二次産業では石炭産業、製造業を中心に昭和 35 年の就業人口は 10,505 人で全就業人口の 58.1%を占めていたが、平成 27 年には 1,219 人で 27.2%に減少した。鉱業では、大小あわせて 20 余りの炭鉱が閉山となっており、この影響により就業人口が大幅に減少している。一方、工業では積極的な企業誘致と地場産業の育成により、雇用の確保を図っているが、今後も引き続き誘致活動に努めていかなければならない。

第三次産業では、サービス業を中心に昭和 35 年の就業人口は 5,656 人で全就業人口の 31.3%を占めていたが、平成 27 年には 3,048 人で 68.1%を占めている。就業人口比率では最も高い比率を占めているが、石炭産業の減少により関連する建設業や運輸業、さらに卸売業、小売業へと影響し、中小企業の経営を圧迫し、人口流出などにより就業人口は減少している。

このように、石炭産業の合理化及び閉山により関連産業は衰退をたどり、さらに農業の低迷など地域経済は極めて厳しい状況に陥り、人口も激減し過疎化に拍車がかかっている。こうした状況の中で、より一層の企業誘致、地場産業振興に努め地域開発等を進めることにより、地域経済の安定と雇用の場を創出し、定住化を促進（特に若者）する必要がある。

●表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 18,082		人 17,276	% △4.5	人 14,555	% △15.8	人 11,222	% △22.9
第一次産業 就業人口比率	% 10.6		% 8.4	—	% 7.9	—	% 6.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 58.1		% 55.4	—	% 50.6	—	% 49.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 31.3		% 36.1	—	% 41.4	—	% 44.3	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 11,304	% 0.7	人 9,738	% △13.9	人 8,356	% △14.2	人 7,444	% △10.9
第一次産業 就業人口比率	% 5.7	—	% 6.2	—	% 6.0	—	% 5.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 49.9	—	% 43.8	—	% 42.3	—	% 37.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.4	—	% 50.0	—	% 51.7	—	% 57.1	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 6,475	% △13.0	人 5,602	% △13.5	人 4,872	% △13.0	人 4,474	% △8.2
第一次産業 就業人口比率	% 5.0	—	% 4.3	—	% 4.7	—	% 4.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 35.1	—	% 29.3	—	% 27.1	—	% 27.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.9	—	% 66.4	—	% 68.2	—	% 68.1	—

### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の状況

本市の行政沿革は次のとおりである。

大正 11 年 4 月 1 日・・・歌志内村から分村、北海道 2 級町村赤平村となる

昭和 4 年 4 月 1 日・・・北海道 1 級町村制施行

昭和 18 年 2 月 11 日・・・町制施行

昭和 29 年 7 月 1 日・・・市制施行

市の行政組織機構については別表のとおりである。

行政機構及び事務処理体制については、多様な行政需要と社会情勢の変化に対応しながら行政の効率化・スリム化を図るため逐次改革を行ってきたところであるが、今後もより活力ある地域社会づくりと情報化社会に的確に対応できる組織機構の確立に努める。

広域行政については、昭和 45 年に中空知圏域 5 市 5 町で組織した中空知広域市町村圏組合をはじめ広域的な連携を図り、有機的な広域行政の推進に努めている。

なお、本市が加盟している広域行政組織は次のとおりである。

#### ●広域行政の状況

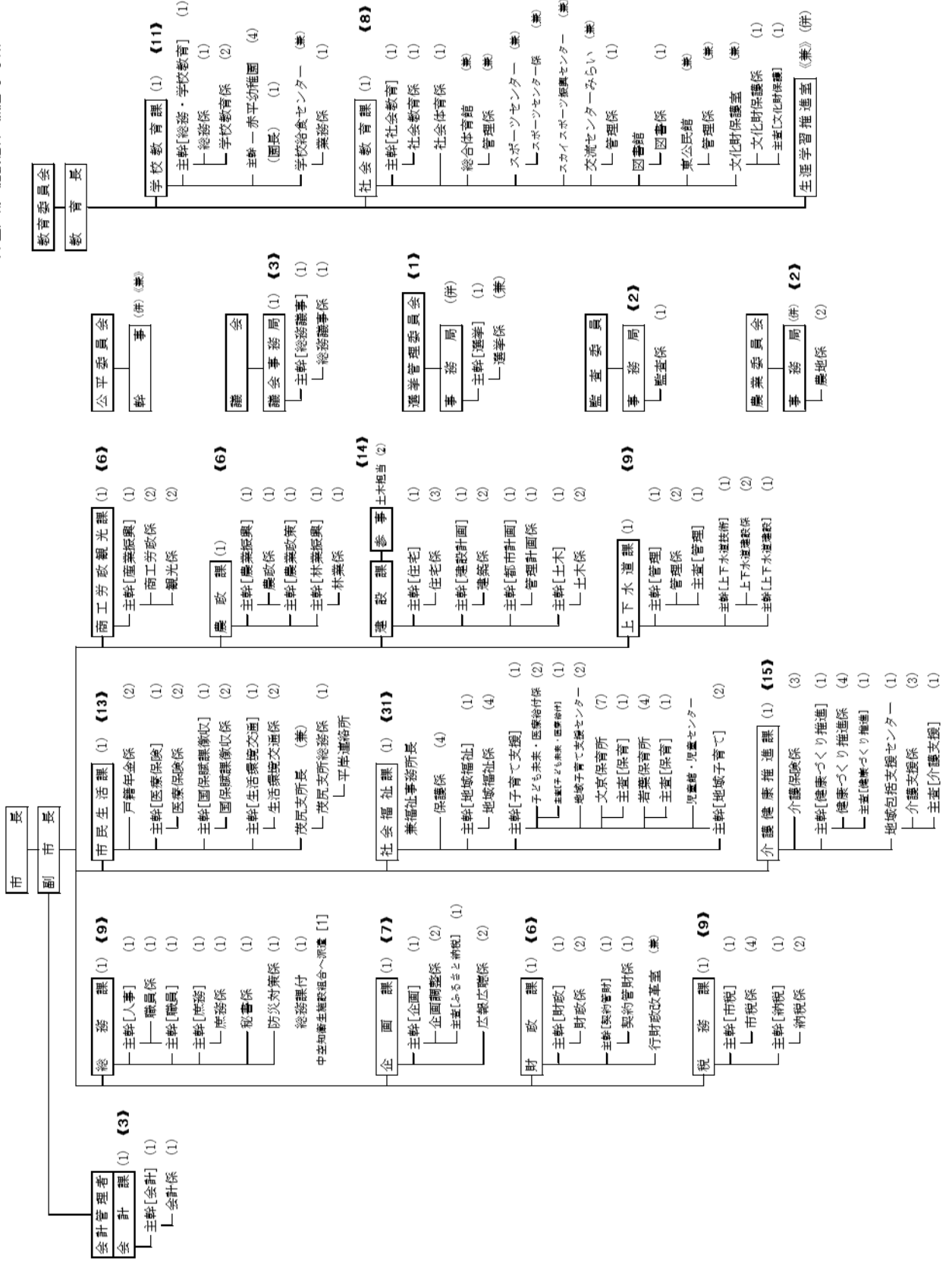
名 称	構 成 団 体	事 務 ( 事 業 ) の 内 容
中 空 知 広 域 市 町 村 圏 組 合	赤平市、芦別市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、新十津川町、浦臼町、雨竜町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふるさと市町村圏計画に関すること</li> <li>2. ふるさと市町村圏の振興整備に伴う連絡調整に関すること</li> <li>3. ふるさと市町村圏基金にかかる事業の実施に関すること</li> <li>4. 道路維持管理センターの設置並びに運営管理に関すること</li> <li>5. 交通災害共済事業の実施に関すること</li> <li>6. 交通遺児に対する奨学事業の実施に関すること</li> </ol>

石狩川流域 下水道組合	赤平市、芦別市、滝川市、砂川市、美唄市、歌志内市、奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町	石狩川流域下水道の管理運営に関すること
空知教育 センター組合	空知管内 24 市町	教職員の研修のための空知教育センターの設置及び管理運営に関すること
中空知衛生 施設組合	赤平市、芦別市、滝川市、新十津川町、雨竜町	火葬場及び廃棄物の中間処理施設の設置並びに管理運営に関すること
中・北空知廃棄物 処理広域連合	空知管内 14 市町	ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務
滝川地区広域 消防事務組合	滝川市、新十津川町、雨竜町、芦別市、赤平市	滝川地区広域消防に関する事務

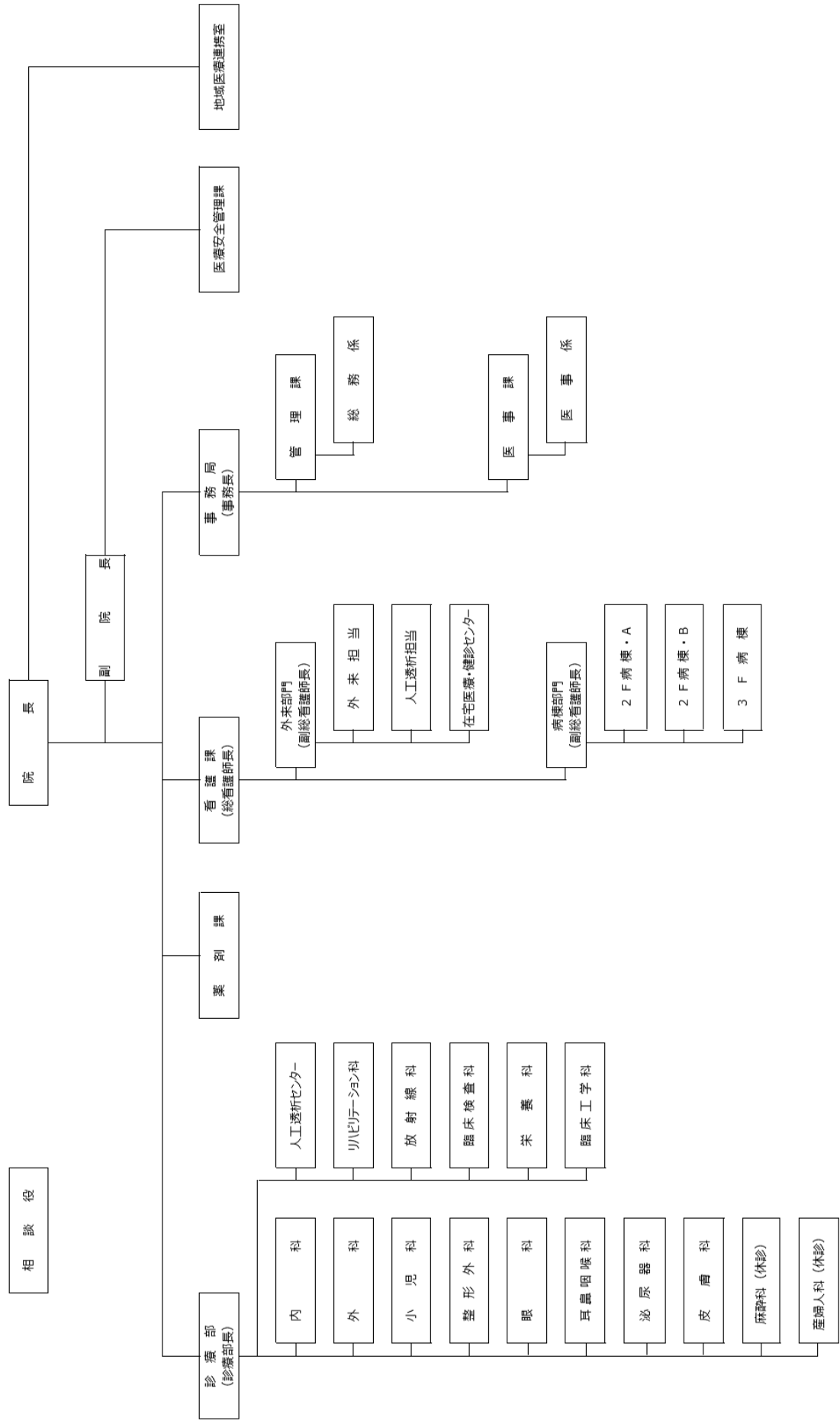
次に本市における地域指定は、昭和 37 年 2 月に産炭地域振興臨時措置法に基づく指定を受け、昭和 38 年 10 月には豪雪地帯の指定、昭和 50 年 12 月には農村地域工業等導入地域の指定、昭和 54 年 4 月には特別豪雪地帯の指定を受け、地域の振興を図ってきた。

行政機構図

(令和3年4月1日現在 155名)  
(中空知衛生施設組合へ派遣 [1]名)



あかびら市立病院組織図 (令和3年4月1日現在)



## ② 財政の状況

本市の財政状況について、歳入面では人口減少による市税収入の減少のほか、一般会計歳入の約半分を占める地方交付税が伸び悩む一方で、歳出面では人件費や公債費といった義務的経費の総額が市民一人当たりの負担額において増加傾向となっている。経常収支比率も90%を超えており、財政構造の弾力性が乏しく、硬直化している状況が続いている。

今後の見通しとしては、歳入面では人口減少に歯止めがかからなければ、市税や地方交付税の減少が避けられず、歳入規模もより一層縮小していく中で、歳出面では社会保障関連経費や総合計画、地方版総合戦略の施策に必要な財源の確保に努めるとともに、行財政改革を推進し、計画的な事業の執行や経常経費の抑制など、効率的な財政運営が求められる。

令和元年度の普通会計の決算状況をみると、財政力指数は0.20となっており、本市の財政力の脆弱さを示している。歳入総額に占める地方税の割合も8.8%と低く、地方交付税が45.5%を占めており、地方交付税に依存している状況となっている。歳出総額に占める義務的経費は38.6%、普通建設事業の割合は8.3%といずれも類似団体平均を下回っているが、実質公債費負担比率12.9%は対前年比で改善しているものの類似団体平均よりも上回る状況となっている。

こうした中で、本市の主要公共施設等の整備状況は表1-2(2)のとおりである。

●表1-2(1) 市の財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	9,573,261	9,780,264	9,567,426
一般財源	6,582,650	6,298,540	6,150,788
国庫支出金	1,395,882	1,262,168	1,004,936
都道府県支出金	367,286	387,037	389,713
地方債	865,842	1,327,164	792,287
うち過疎対策事業債	434,800	356,400	545,700
その他	361,601	505,355	1,229,702
歳出総額 B	9,227,847	9,410,048	9,116,652
義務的経費	4,082,147	3,622,430	3,514,472
投資的経費	1,152,824	716,248	766,472
うち普通建設事業	1,118,591	716,248	759,773
その他	2,808,073	4,529,998	4,149,608
過疎対策事業費	1,184,803	541,372	686,100
歳入歳出差引額 C (A-B)	345,414	370,216	450,774
翌年度へ繰越すべき財源 D	17,040	114,221	0
実質収支 C-D	328,374	255,995	450,774
財政力指数	0.21	0.20	0.20
公債費負担比率	11.0%	11.7%	11.3%
実質公債費比率	17.6%	18.8%	12.9%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.2%	96.3%	93.5%
将来負担比率	185.4%	118.3%	120.8%
地方債現在高	9,713,814	9,677,493	11,864,545

資料：赤平市財政課

●表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	36.0	23.3	68.3	71.5	72.8
舗 装 率 (%)	23.3	47.2	65.6	68.8	69.8
農 道 延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	1.9	1.9	0.0	0.0	0.0
林 道 延 長 (m)	—	—	—	22,815	22,362
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	2.7	3.2	5.2	6.9	2.4
水 道 普 及 率 (%)	95.4	95.4	93.5	97.2	97.7
水 洗 化 率 (%)	0.0	5.6	45.6	67.9	77.4
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	14.1	19.1	20.4	16.7	49.4

資料：赤平市統計書

#### （4）地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和 50 年度を初年度に赤平市総合計画を策定し、次いで昭和 56 年から第二次総合計画、平成元年度からは新総合計画、平成 10 年度から第 4 次赤平市長期総合計画、平成 21 年度から第 5 次赤平市総合計画を策定し、計画的なまちづくりを行ってきた。

さらに、北海道総合計画及び北海道総合開発計画との整合性を図るため、市民参加により計画の見直しを行い、第 6 次赤平市総合計画を策定し、令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間に於ける本市のあるべき姿や基本的な方向づけを行い、まちの将来像「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」の実現を目指し、3つの基本方向と 5つの基本目標を定めている。

#### ●第 6 次赤平市総合計画

まちづくりの基本方向	赤平市の将来像	基本目標
市民とともに歩む まちづくり	ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平	健やかな暮らしを ともに支え合うまち
		安全・安心で快適に 暮らせるまち
活力に満ちた 魅力あふれるまち		
ともに学び合い 豊かな心を育むまち		
市民が誇れる魅力ある まちづくり		ふれあいと交流で創る 協働のまち

本市は、昭和 42 年以降相次ぐ炭鉱の閉山・合理化が続き、平成 6 年 2 月に最後の炭鉱が閉山し、石炭産業は露頭掘一鉱を残すのみとなった。このため地域経済はもとより、行財政に及ぼす影響は依然として計り知れないものがある。本市最大の試練、転換期を迎えている現状を踏まえながら、新時代に向かって住民自らが知恵を絞り、行政と一体となった取り組みが必要である。このような情勢の中で「鉱業から工業のまちへ」と産業構造の転換を強力に進めてきたが、景気低迷が影響し進出企業も業績に伸び悩み、今後もさらに雇用創出に努めるなど定住促進を図らなければならない。

これらの課題を解決するため、次の施策の実現に努める。

第 6 次赤平市総合計画	
基本目標	基本施策
基本目標 1 健やかな暮らしをともに支え合うまち	(1) 健康づくりの推進 (2) 地域医療の充実 (3) 地域福祉の充実 (4) 出産・子育て支援の充実 (5) 高齢者支援の充実 (6) 障がい者支援の充実
基本目標 2 安全・安心で快適に暮らせるまち	(1) 移住・定住の促進 (2) 公園・緑地の適正管理 (3) 環境衛生の充実 (4) 上水道・下水道の保全 (5) 道路・公共交通の整備 (6) 防災体制の充実 (7) 消防・救急体制の充実 (8) 防犯・交通安全の推進 (9) 情報通信環境の充実
基本目標 3 活力に満ちた魅力あふれるまち	(1) 工業の振興 (2) 商業の振興 (3) 農林業の振興 (4) 観光の振興
基本目標 4 ともに学び合い豊かな心を育むまち	(1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の推進 (3) スポーツ・レクリエーションの振興 (4) 芸術・歴史・文化の推進
基本目標 5 ふれあいと交流で創る協働のまち	(1) 地域づくりと交流の推進 (2) 市民参画の推進 (3) 広報・広聴の推進 (4) 健全な行財政の運営

第 2 期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略	
基本目標	具体的な施策
基本目標 1 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興	【施策 1】 地元製造業の強みを活かす  【施策 2】 商店街の賑わいを創出する  【施策 3】 農業の担い手を育む
基本目標 2 若者が安心して子どもを生育てられる地域づくり	【施策 1】 若者が住みやすい環境づくり  【施策 2】 まち全体で子育てを応援する  【施策 3】 学力向上と教育環境の充実
基本目標 3 安心して豊かに暮らせる生活環境づくり	【施策 1】 安全・安心な地域づくり  【施策 2】 健康づくりと生きがいづくり
基本目標 4 新たな人の流れを創る個性と魅力あるまちづくり	【施策 1】 地域資源の活用と交流の促進  【施策 2】 関係人口の創出と移住・定住環境の充実



## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

第6次赤平市総合計画の目標人口に基づき、令和6年8,556人、令和11年7,357人とする。

第6次赤平市総合計画 目標人口		令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
人 口 (人)	総人口	8,556	7,357
	年少人口	507	432
	生産年齢人口	3,771	3,110
	高齢者人口	4,278	3,815
構成比 (%)	年少人口	5.9	5.9
	生産年齢人口	44.1	42.3
	高齢者人口	50.0	51.8

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

PDC Aサイクルに基づき、毎年度、庁内検討組織において計画の進捗や効果について評価を実施し、改善を図る。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、次の方針に基づき本計画を推進する。

### ●赤平市公共施設等総合管理計画（令和3年4月改訂）

#### 第3章 公共施設の方針

##### 3-1 基本目標

**基本目標1：施設の再編や複合化等により、公共建築物の総量を削減する。**

かつて6万人近い人口を数えた赤平市であるが、閉山とともに急激に人口が減少し、現在はピーク時の6分の1の人口となっている。また、旧炭鉱住宅など多くの公共建築物を有しているため、一人あたりの公共建築物の量が他自治体に比べ、極めて多い状況にある。

今後の更なる人口減少や財政制約を踏まえ、持続可能な公共サービスを提供していくためには公共建築物の総量を削減する必要がある。

市民のニーズやライフスタイルの変化に対応し、設置時に求められていた機能がニーズに合わなくなった施設などを積極的に整理統合することで、施設の再編と総量の削減を図る。

### **基本目標 2：適切な改修・補修で、施設の長寿命化とコスト削減を図る。**

厳しい財政制約のなか、公共施設の更新・改修などのコスト削減が必要である。施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修し、既存施設を長く・大事に使っていくこと（長寿命化）で、突発的な改修費用の発生を抑え、長期的な視点でのコスト削減を図る。

### **基本目標 3：住民・企業・関係団体との協力と連携を進める。**

公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、具体的な施設方針を定める際は、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと、検討していく必要がある。また、公共施設の利用・維持管理・運営などで、住民の意見や民間事業者等のノウハウを取り入れていくべきである。

そこで、行政のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力・連携して対策を進めていくこととする。

### **数値目標**

公共建築物の総量（延べ床面積）を 2030 年に現状\*より 20%削減する。（※2020 年現在）

## **3-2 公共施設等の管理に関する基本方針**

### **3-2-1 点検・診断等の実施方針**

公共施設の機能・品質を維持するには、定期的な点検・診断と日常的なメンテナンスが欠かせない。また、劣化や損傷を早期に発見することで補修費用を削減する効果も期待される。

そこで、関係省庁が作成する点検マニュアル等に基づき、各施設管理者は定期的なパトロールや劣化状況診断を行い、施設の劣化状況や対策履歴等の情報を記録する。また、その施設情報を全庁的に共有することで、計画的な施設の維持管理対策に役立てることとする。

### **3-2-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

将来にわたり長く利用する施設については、計画的な維持補修や予防保全により長寿命化（後述）を推進し、ライフサイクルコストの低減を図る。さらに、改修や更新の時期が重なることで過度な財政負担が生じないように、計画的な事業実施により財政負担の平準化を図る。

また、施設の維持管理に積極的に民間を活用することを検討し、類似施設や近接施設の指定管理を一元化するなどで、管理運営経費の効率化を図る。

### **3-2-3 安全確保の実施方針**

パトロールや劣化状況診断において、供用中の施設に高い危険性が認められた場合は、利用や通行を規制するなどの安全確保措置を速やかにとるとともに、他の施設による代替可能性を含めて機能確保策を検討する。

また、供用廃止施設に高い危険性が認められた場合は、立ち入り禁止措置などを講じたうえで、近隣居住環境や周辺景観への影響、建物倒壊の危険性、除却費用などを総合的に考慮して除却の優先順位を決定し、計画的に施設の除却を進める。

### **3-2-4 耐震化の実施方針**

平常時だけでなく、地震や風水害、雪害など災害発生時及び災害復旧時において、公共施設は避難所、避難経路、防災備蓄拠点など重要な役割を担うこととなる。

災害時等を考慮した公共施設の適正配置の検討を行うとともに、防災拠点施設、避難施設及び緊急輸送路の沿道に立地する公共建築物等の耐震性向上を図る。

### 3-2-5 ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状態等を踏まえて、誰もが安心・安全で利用しやすい施設とするよう、ユニバーサルデザイン化を図る。

### 3-2-6 長寿命化の実施方針

補修・改修を計画的かつ予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能・品質を維持する。老朽化による破損や機能低下が予見されるときは早めに改修を行うことで、施設の耐用年数を延ばす（長寿命化）ことを目指す。また長寿命化対策により、更新（建て替え等）にかかる多額の費用支出を抑制し、予期せぬ損傷・故障などによるサービスの低下や突発的な費用支出を抑えることが期待される。

### 3-2-7 統合や廃止の推進方針

人口動向や利用ニーズ、財政状況などを総合的に勘案して、施設の再編・統合・廃止に取り組み、施設総量の最適化を図る。

そのため第4章の「施設用途別の基本方針」で定められていない遊休公共施設並びに遊休地については基本的に売却を目指す。民間への売却や譲渡、施設の用途転用など、施設の有効活用の可能性について検討し、検討の結果、利用見込みのない施設については、危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進める。

また、供用を継続する施設については、前述のとおり維持管理改修等にかかるトータルコストの縮減に取り組む。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市は、昭和35年4月の59,430人（住民基本台帳人口）をピークに、昭和40年代の相次ぐ大手炭鉱の閉山・合理化により人口減少の一途をたどり、平成6年に唯一残っていた大手炭鉱の閉山による転出、依然として続く若年層人口の流出等により人口の減少に歯止めがかからない状況が続いている。

また、市内唯一の高校であった赤平高等学校が平成27年3月をもって閉校となり、高校進学は市外の高校に通学せざるを得なく、地元定着意識の低下が懸念される。

これまで「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」（平成28年1月策定）を推進し、さらに「第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」（令和2年3月策定）により人口減少の緩和を図らなければならない。

広域連携の取り組みとしては、相互に役割分担をして連携・協力することにより、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、中空知圏域全体で魅力あふれる地域を形成していくため、平成26年7月、滝川市及び砂川市を中心市とする本市を含む圏域8市町それぞれと協定を締結した。同年11月には「中空知定住自立圏共生ビジョン」を策定し、取り組みを進めている。

#### ●社会増減（転出・転入）の状況

（単位：人）

平成5年			平成6年			平成7年			平成8年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
606	955	△349	632	1,152	△520	652	918	△266	559	859	△300
平成9年			平成10年			平成11年			平成12年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
543	797	△254	565	714	△149	486	668	△182	527	699	△172
平成13年			平成14年			平成15年			平成16年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
513	665	△152	490	613	△123	433	611	△178	439	622	△183
平成17年			平成18年			平成19年			平成20年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
419	649	△230	447	528	△81	355	627	△272	303	578	△275
平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
282	503	△221	263	455	△192	230	355	△125	276	378	△102
平成25年			平成26年			平成27年			平成28年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
290	437	△147	242	397	△155	262	417	△155	233	310	△77
平成29年			平成30年			令和元年			令和2年		
転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減	転入	転出	増減
234	316	△82	253	363	△110	228	333	△105	233	292	△59

資料：赤平市統計書

●中空知定住自立圏共生ビジョンの体系

I 生活機能の強化に係る政策分野	1. 医療	(1) 救急医療の維持確保対策	ア 在宅当番医制運営事業 イ 病院群輪番制運営事業 ウ 小児救急医療体制支援事業
		(2) 圏域医療体制の充実	ア 医療体制の充実
	2. 福祉	(1) 障がい者福祉の推進	ア 障がい児通所支援事業 イ 地域活動支援センター事業及び相談支援事業
		(2) 保育所広域入所事業	ア 保育所広域入所事業
	3. 教育	(1) 学校教育の充実	ア 言語治療教室通級事業 イ 学校適応指導事業
		(2) 国際教育の充実	ア 国際教育の推進
		(3) 公の施設の相互利用の推進	ア 公の施設の相互利用の推進
	4. 産業振興	(1) 鳥獣被害防止対策の推進	ア 鳥獣被害防止対策事業
		(2) 地域資源を活用した農商工・観光振興	ア 観光・物産・交流事業
		(3) 雇用・就業支援対策の推進	ア 雇用・就業支援対策事業
	5. 環境	(1) 廃棄物処理施設等の広域利用の推進	ア 廃棄物処理施設等の広域利用の推進
		(2) 消費生活	ア 消費生活相談の広域対応
	6. 防災・消防	(1) 広域防災体制の連携推進	ア 広域防災体制の連携推進
		(2) 消防相互応援体制の整備	ア 消防相互応援体制の整備
II 結びつきやネットワークの強化に係る分野	1. 地域公共交通	(1) 多様な公共交通の確保	ア 多様な公共交通路線の確保
	2. 道路等の交通インフラの整備	(1) 生活幹線道路の整備	ア 地域を結ぶ道路ネットワークの構築及び生活幹線道路の整備 イ 冬季の安全な道路交通確保事業
		3. 交流・移住促進	(1) 交流・移住促進
	4. ICTインフラ整備	(1) 行政システムのネットワーク	ア 電算システムの共同運用
III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	1. 人材育成	(1) 職員研修及び大学を活用した人材育成	ア 職員研修 イ 大学を活用した人材育成

(2) その対策

- ・人口減少対策として、各種移住定住促進事業を推進する。
- ・市外からの転入を促進するため、民間賃貸住宅家賃助成事業を継続する。
- ・移住体験型住居を活用した「おためし暮らし」を実施することにより、移住のきっかけづくりを推進する。
- ・空き家バンク事業「あかびら住みかエール」を充実させ、移住・定住の促進を図る。
- ・市外の大学生等をインターンシップや各種イベントに誘導し、赤平市のことを知ってもらい、就職先や将来的な移住先としてきっかけづくりを行う。
- ・高等学校や大学など卒業後、Uターン就職することで奨学金の返還金が全部または一部免除となる人材育成・定住促進奨学金貸与事業を継続させ、地元定着を図る。

**目標**

- ・民間賃貸住宅家賃助成事業を活用した転入件数（R 3～R 7 合計）90 件
- ・社会増減数（R 3～R 7 合計）△412 人に緩和する。

**（３）事業計画（令和３年度～７年度）**

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅助成事業 市内の民間賃貸住宅の建設やリフォームに対し助成をし、また、そこに移り住む転入者や新婚世帯に対し家賃を助成し、一体的に行うことにより、住環境の向上並びに移住・定住の促進が図られ、ひいては地域経済の活性化につながる。</li> <li>・あんしん住宅助成金事業 住宅のリフォームや老朽住宅の解体に要する費用の一部を助成することにより、定住の促進や住宅の耐久性、安全性と世帯構成の変化等に対応した性能の向上が図られることから、過疎対策に資するものである。</li> <li>・おためし暮らし事業 赤平市に移住を検討している方を対象に、一定期間市内での生活を体験できるおためし暮らし事業を実施し、移住を推進する。</li> <li>・空き家バンク事業 空き家等の有効活用を進めるとともに移住・定住の促進、住宅ストックの活用を図るため、空き家バンク事業「あかびら住みかエール」を実施する。</li> </ul>	市	
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生地域定着推進広域連携事業 学生地域定着推進広域連携協議会において、江別４大学の学生に対し、地域活動プログラム（インターンシップ、イベント参画など）を通じて、将来的な赤平市への就業・定住を促す。</li> </ul>	市	
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・定住促進奨学金貸与事業 高等学校、大学等に入学または在学した際の学資に対する奨学資金貸付について、市内にUターンして市内企業等に一定期間就労を継続した場合に、貸付金の返済を免除することで人口流出防止と地元雇用の活性化を図る。</li> </ul>	市	

**（４）公共施設等総合管理計画等との整合**

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 石炭鉱業

本市は、石炭鉱業を基幹産業として発展してきたまちである。

本市の石炭鉱業の推移をみると、昭和36年には18の炭鉱が稼働し、最大出炭量は昭和41年に2,965,000tに達した。その後、エネルギー消費構造の転換により、大手炭鉱（坑内掘炭鉱）は相次いで閉山し、平成6年2月に最後の一山であった住友石炭赤平炭鉱も閉山を余儀なくされた。

縮小、合理化、閉山による結果、人口は急激に減少となり、市の経済やまちの振興を大きく阻害し、関連下請け企業や地元商工業者に多大な影響を及ぼしている。

##### ●市内の石炭資源の状況

会社名	理論埋蔵量	閉山日
豊里 砒	1億4千万t	昭和42年3月31日
茂尻 砒	1億5千万t	昭和44年5月30日
赤間 砒	2億6千万t	昭和48年2月27日
住友石炭赤平炭砒	8億t	平成6年2月25日

##### ●市内炭鉱の年度別出炭量

(単位：t)

年次	茂尻砒	住友赤平炭砒	赤間砒	豊里砒	その他	計	砒数
昭和35	317,900	1,001,400	140,700	201,200	338,429	1,999,629	16
昭和40	439,000	1,682,900	305,600	245,500	193,614	2,866,614	10
昭和45	—	1,665,329	507,818	—	162,550	2,335,697	5
昭和50	—	1,142,681	—	—	7,250	1,149,931	3
昭和55	—	1,167,058	—	—	84,591	1,251,649	3
昭和60	—	956,098	—	—	85,421	1,041,519	4
平成2	—	540,890	—	—	40,175	581,065	3
平成3	—	526,670	—	—	31,473	558,143	3
平成4	—	478,730	—	—	14,883	493,613	2
平成5	—	423,990	—	—	17,220	441,210	2
平成6	—	—	—	—	15,192	15,192	1
平成7	—	—	—	—	16,104	16,104	1
平成8	—	—	—	—	15,983	15,983	1
平成9	—	—	—	—	19,352	19,352	1
平成10	—	—	—	—	20,350	20,350	1
平成11	—	—	—	—	38,269	38,269	1
平成12	—	—	—	—	39,688	39,688	1
平成13	—	—	—	—	37,895	37,895	1

平成 14	—	—	—	—	36,282	36,282	1
平成 15	—	—	—	—	41,797	41,797	1
平成 16	—	—	—	—	43,586	43,586	1
平成 17	—	—	—	—	—	—	—
平成 18	—	—	—	—	—	—	—
平成 19	—	—	—	—	—	—	—
平成 20	—	—	—	—	—	—	—
平成 21	—	—	—	—	—	—	—
平成 22	—	—	—	—	2,912	2,912	1
平成 23	—	—	—	—	6,694	6,694	1
平成 24	—	—	—	—	10,452	10,452	1
平成 25	—	—	—	—	5,496	5,496	1
平成 26	—	—	—	—	1,552	1,552	1
平成 27	—	—	—	—	—	—	—
平成 28	—	—	—	—	—	—	—
平成 29	—	—	—	—	—	—	—
平成 30	—	—	—	—	—	—	—

資料：赤平市税務課

## ② 工業

本市の工業は、石炭産業を母体とした関連企業で形成されてきたため、石炭産業への依存度が非常に高い状況にあった。

炭鉱閉山により産業構造の転換をめざし、経済の振興と雇用の創出を図るため、企業振興促進条例を制定するなど、企業誘致と地場産業の育成に積極的に努め、旅行用靴、食料品、紳士服、木製品、製紙、精密機械、電子用部品、運輸など新たな業種の進出を果たした。

本市の4つの工業団地については、平成20年度にすべて完売したものの、世界的な景気の低迷等により工業出荷額が落ち込んでいる。

本市の工業出荷額は、平成8年の368億円をピークにその後減少を続けたが、近年は200億円まで回復し、空知管内の工業出荷額は第4位と上位に位置している。

これまで、築き上げてきた工業都市をさらに発展させるため、地場産業の振興をはかることを基本とし、新たなものづくり産業の創出に努めるほか、産業基盤の充実、安定した雇用の確保のため戦略的な企業誘致を推進する。

### ● 企業誘致の経緯

創業年月	企業名	主要製品名	従業員数	進出元地
S 45. 1	北海道大賀クロージング㈱	紳士服	49	大阪府
46. 8	エースラゲージ㈱北海道赤平工場	スーツケース、靴	120	大阪府
47. 4	空知単板工業㈱	単板、化粧合板	153	滝川市
49. 10	トルク精密工業㈱	金属プレス部品	88	神奈川県
61. 8	㈱道央通商北空知支店	貨物運送業	21	岩見沢市



8	ヤマト運輸(株)赤平センター	宅配便業	24	東京都
11	岡田水産北海道(株)	乾燥ししゃも、海産物	79	山口県
H 2. 7	(株)北食	水産物加工、販売	19	山口県
11	赤平製紙(株)	ティッシュ、トイレットロール	88	愛媛県
7. 4	(株)ニッショウ	住宅建材用部材	73	東京都
9	(株)北海道加ト吉	冷凍食品	92	香川県
9. 5	(株)空知オートパーツ	自動車中古部品	14	砂川市
12. 8	(株)植松電機	アクティブマグネットシステム	24	芦別市
12	(株)コスモ・バイオス	健康増進施設－低温サウナ	19	幌加内町
24. 3	(株)日本レイシ	食料品製造業	8	北広島市

資料：赤平市統計書

### ●工業の推移

年次	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額（万円）
平成元	41	1,579	2,338,578
2	46	1,783	2,532,775
3	45	1,778	2,844,998
4	45	1,808	2,993,110
5	44	1,809	3,070,216
6	43	1,752	3,102,955
7	43	1,861	3,226,335
8	44	1,949	3,681,061
9	43	1,946	3,652,556
10	43	1,811	3,070,301
11	40	1,772	3,074,517
12	43	1,776	3,165,808
13	42	1,705	2,988,593
14	40	1,548	2,524,460
15	49	1,539	2,289,471
16	38	1,429	2,421,489
17	33	1,338	2,068,798
18	35	1,301	2,131,332
19	31	1,256	2,231,260
20	27	1,212	2,086,693
21	27	1,173	1,936,178
22	26	1,141	1,996,390
23	24	1,012	1,816,629
24	24	1,184	2,053,851
25	24	1,174	2,099,985
26	26	1,176	2,148,583
27	25	1,148	2,428,304
28	26	1,133	2,272,837
29	23	1,063	1,913,104
30	23	1,122	2,203,067

資料：赤平市統計書

### ③ 商業

本市の商業環境は極めて厳しい状況にある。炭鉱地区ごとに集落が形成され、それぞれの地区ごとにまちが発展し、市全域にわたって商店街が点在していたため、商業の特性と期待される集団形成が不十分な状況にある。

さらに、平成6年2月に最後の炭鉱が閉山したことで商店街は購買力の低下、売上減少から、空き店舗の増加など諸問題が表面化してきている。

また、国道バイパスや道道の整備による交通体系の変化と近隣市への相次ぐ大型店進出も影響し、その環境の変化に対応できる魅力ある商店街づくりが課題となっている。

今後は、経営の近代化と商工会議所等関係機関と連携し、地域経済の活性化対策を講じるとともに、高齢化社会に対応した地域密着型の個性と魅力ある商業環境の整備を推進し、商業圏の確保に努める必要がある。

また、商店街の街並みや店舗の改善、消費ニーズや利便性、快適性をめざした経営基盤の改善と環境の変化に柔軟に対応できる人材育成などに努める必要がある。

#### ●商店販売額の推移

(単位：万円)

区 分	昭和54年	昭和57年	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年
卸 売 業	531,929	848,246	834,397	858,416	665,005	284,036
小 売 業	1,556,801	1,835,616	1,865,995	1,978,513	2,291,668	1,586,835
各種商品	X	X	—	X	—	—
繊維、衣服身の回り品	234,625	234,496	216,358	185,236	175,642	126,648
飲食料品	662,349	784,941	853,598	1,144,129	1,500,843	820,416
自動車自転車等	X	X	55,244	75,416	114,649	63,175
家具建具什器	176,635	196,197	163,193	115,591	100,451	90,841
そ の 他	396,855	580,544	577,602	454,207	400,083	485,755
飲 食 店	77,631	83,829	63,569	64,326	—	—
総 数	2,166,361	2,767,691	2,700,392	2,836,929	2,956,673	1,870,871

区 分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年
卸 売 業	246,635	326,429	146,830	106,308	71,293	17,264
小 売 業	1,404,941	1,472,254	1,244,456	1,174,748	1,109,586	701,096
各種商品	—	—	—	—	X	—
繊維、衣服身の回り品	108,610	89,106	69,993	82,855	39,166	22,900
飲食料品	803,816	738,045	705,209	647,821	561,086	310,200
自動車自転車等	56,733	232,660	34,415	29,741	27,154	X
家具建具什器	87,887	59,322	44,559	47,438	63,897	X
そ の 他	347,895	353,121	390,280	366,893	X	X
飲 食 店	—	—	—	—	—	—
総 数	1,651,576	1,798,683	1,391,286	1,281,056	1,180,879	718,360

区 分	平成 26 年	平成 28 年
卸 売 業	137,920	161,699
小 売 業	1,040,891	878,522
各種商品	—	—
繊維、衣服 身の回り品	25,289	23,400
飲 食 料 品	391,624	411,600
自動車自転車等	X	X
家具建具什器	X	X
そ の 他	419,174	22,700
飲 食 店	—	—
総 数	1,178,811	1,040,221

※ Xは秘密保持上数字をふせたもの

資料：赤平市統計書

●小売業1店当たりの販売額の推移

(単位：万円)

区 分	各種商品 小 売 店	繊維、衣服、 身の回り品 小 売 店	飲 食 料 品 小 売 店	自 動 車 自 転 車 小 売 店	家 具 建 具 什 器 小 売 店	そ の 他	合 計
昭和 54	X	3,784	4,475	X	3,758	4,361	4,300
57	X	3,844	5,991	X	4,562	6,522	5,430
60	X	3,730	6,721	5,022	4,184	7,220	5,923
63	X	3,632	9,301	6,856	3,502	5,898	6,684
平成 3	—	4,283	13,679	10,422	3,463	5,264	8,615
6	—	3,957	8,918	7,019	3,244	6,939	6,869
9	—	4,022	10,718	8,105	3,255	5,352	6,990
11	—	3,564	11,016	29,082	2,696	5,193	7,749
14	—	3,043	11,952	5,735	2,228	6,295	7,320
16	—	3,766	10,980	4,249	2,063	6,219	6,910
19	X	2,061	12,469	5,431	2,662	X	7,348
24	—	1,762	9,124	X	X	X	6,432
26	—	2,299	13,987	X	X	9,112	10,205
28	—	2,127	14,193	X	X	4,540	9,247

※ Xは秘密保持上数字をふせたもの

資料：赤平市統計書

④ 農業

本市の農業は稲作を基幹として、全耕地面積の80%以上を水田が占め、現在、総農家数の6割が兼業農家となっている。

土地利用型作物の小麦・大豆・そば等の生産を展開するとともに、一部の農家では花き・ほうれん草を中心とした施設園芸作物を導入している。

農業産出額については、令和3年6月15日農林水産省公表「農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果」によると令和元年は6億5千万円である。

農家戸数は、平成17年の125戸から平成22年104戸、平成27年では77戸と10年間で38.4%減少し、担い手の高齢化や後継者不足から、この傾向は今後も続く予想される。

米をはじめとする農畜産物価格の低迷が農業経営に深刻な影響を与えており、農業を取り巻く情勢はさらに厳しい状況になっている。

このような状況の中で、本市の農業の健全な発展を図っていくためには、売れる米づくりを最大の目標に掲げ、必要な量と品質を確保するため、生産者の意向を踏まえながら体制づくりに努めなければならない。

また、主力の水稻に加え、土地利用型作物や施設利用型作物の生産を併せて推進し、農業所得の維持や拡大を図る必要がある。

今後は、農業関係機関・団体等と、より一層連携を強めながら、特色ある農業の振興と農業者に対する指導・援助体制の強化に努め、農業者の担い手を確保できるよう農業経営の改善を進めなければならない。

### ●農業の推移

年次	実農家数 (戸)	農家人口 (人)	農用地総面積				自然野草地 (ha)	家畜頭数			
			田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	採草放牧地 (ha)		牛 (頭)	馬 (頭)	豚 (頭)	鶏 (羽)
昭和 57	314	1,221	824	148	3	42	38	X	4	405	19,145
58	307	1,209	824	154	1	36	38	X	2	368	17,210
59	304	1,195	823	153	—	38	40	X	2	449	16,125
60	296	1,156	819	185	1	42	40	X	1	419	9,121
61	291	1,161	—	—	—	—	—	X	—	—	—
62	286	1,141	—	—	—	—	—	X	—	—	—
63	271	1,071	804	181	2	24	—	X	—	490	9,079
平成元	270	1,053	807	179	1	—	—	X	—	490	9,079
2	263	1,020	778	161	1	—	2	X	—	85	3,040
3	258	984	777	161	1	—	—	X	—	—	X
4	256	963	772	161	1	—	—	X	—	800	X
5	246	906	767	169	1	44	—	X	—	—	3,090
6	230	856	723	193	1	—	—	X	—	—	X
7	236	882	749	160	2	29	—	X	—	—	3,000
8	234	843	745	187	1	—	—	X	—	—	X
9	231	813	729	186	1	—	—	X	—	—	X
10	212	755	721	130	—	58	—	X	—	—	X
11	215	752	726	148	1	—	—	X	—	—	—
12	174	692	692	109	1	—	—	X	—	—	—
17	125	440	615	112	1	—	—	X	X	—	—
22	104	314	614	106	—	—	—	X	—	—	—
27	77	225	547	113	—	—	—	X	—	—	—

※ Xは秘密保持上数字をふせたもの

資料：赤平市統計書

●総人口・総世帯数（農家人口・世帯数）

区 分	総人口			総世帯				
	(人)	うち 農家人口 (人)	15歳以上の 農家従事者数 (人)	(世帯)	農 家 世 帯 (世帯)	専 農 世 帯 (世帯)	第1種 兼 業 (世帯)	第2種 兼 業 (世帯)
昭和 45	34,904	2,283	846	9,854	507	184	153	170
50	26,363	1,574	575	8,291	382	131	132	119
55	25,467	1,334	847	8,675	335	93	128	114
60	22,645	1,156	749	8,023	296	80	101	115
平成 2	19,409	1,020	644	7,302	263	89	72	102
3	19,313	984	—	7,840	258	69	93	96
4	18,988	963	—	7,815	256	65	91	100
5	18,637	906	755	7,753	246	73	95	78
6	18,033	856	—	7,619	230	74	81	75
7	17,351	882	743	6,884	236	73	68	95
8	17,316	843	—	7,529	234	71	81	82
9	16,997	813	—	7,527	231	67	76	88
10	16,709	755	—	7,506	212	63	55	94
11	16,403	752	—	7,487	215	55	71	89
12	15,753	692	646	6,635	174	41	44	89
17	14,401	440	429	6,202	125	42	36	47
22	12,637	314	301	5,585	104	53	11	40
27	11,105	225	135	4,980	77	45	11	21

資料：赤平市統計書

●経営耕地面積規模別・専業兼業別農家数の推移

年 次	農 家 数			例外規定											
	総 数	専 業	兼 業	0.1 ha 未 満	0.1 ～ 0.29 ha	0.3 ～ 0.49 ha	0.5 ～ 0.99 ha	1.0～ 1.9 9ha	2.0～ 2.99 ha	3.0 ～ 4.99 ha	5.0 ～ 7.49 ha	7.5 ～ 9.99 ha	10.0 ～ 14.99 ha	15.0 ～ 19.99 ha	20.0 ha 以 上
H 3	258	69	189	—	28	19	20	60		66	38	20	5		2
H 4	256	65	191	—	29	19	17	61		64	38	20	5		3
H 5	246	73	173	—	44		15	39	24	59	36	20	6		3
H 6	230	74	156	—	28	13	14	60		49	37	20	5		4
H 7	236	73	163	2	31	27		61		46	35	25	7		3
H 8	234	71	163	—	28	12	17	63		46	35	24	5		3
H 9	231	67	164	—	28	12	18	63		45	32	23	5		5
H10	212	63	149	1	25		26	55		37	37	20	6		5
H11	215	55	160	—	21		29	62		43	29	17	8	3	3
H12	200	44	156	—	1		22	58		38	29	11	7	5	3
H17	152	42	83	—	—	4	10	41		24	28		12		6
H22	104	53	51	—	—	4	8	28		21	25		11		7
H27	77	45	32	—	—	2	300	10	10	15	18		10		9

資料：赤平市統計書

## ⑤ 林業

北海道林業統計によると、令和元年度、本市の林野面積は9,473haで全市面積の約73%を占めており、内訳は国有林1,450ha、道有林4,107ha、市有林906ha、民有林3,010haと、それぞれの経営計画により管理されている。

林業を取り巻く情勢は厳しいが、豊かな森林資源の活用は木材生産にとどまらず、国土保全、水源の涵養、自然環境との調和を図りつつ、森林空間を活かした保養休養の場など多目的、公益的な整備が必要である。

また、森林の保全と緑資源を確保するための間伐、保育、造林事業の高能率を確保するための林道網の整備、林業生産基盤の整備など森林の総合的な整備が必要である。

## ⑥ 観光

本市の観光開発は「まちづくり」という観点から、地域づくりと産業振興を一体的に捉え、住む人にとって潤いのある快適な都市環境づくりと雇用創出が図られる観光資源の有効活用をめざしている。

近年、観光に対する意識の変化が表れ、観る観光から参加体験型の観光へと移り始め、アウトドアなど自然を求める観光産業が人気を集めている。本市は豊かな自然資源に恵まれており、炭鉱閉山による産業構造の転換が求められている現状の中で、地場資源を活かした赤平らしい観光地に育て上げるため、エルム高原（家族旅行村、保養センター、ケビン村、オートキャンプ場）、空知川などの自然のほか、炭鉱遺産や街並み、公園などの各種建物、文化財、地域文化等を有効的な観光資源として活用しなければならない。

また、北海道でも知名度が高い、あかびら火まつり、らんフェスタなどの既存イベントを市民参加により育てることや農商工連携による産業フェスティバルを開催し、交流人口の増大を図っている。

### ●観光行事集客数

(単位：人)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
らんフェスタ	10,950	10,366	10,631	9,909	9,701	9,662	7,246	7,377	中止
あかびら火まつり	33,000	36,000	38,000	35,000	32,000	27,000	30,000	32,000	中止
産業フェスティバル	4,500	4,000	4,500	5,000	4,000	4,500	5,000	5,000	中止
エルム高原祭り	—	—	—	1,000	1,000	1,000	1,200	1,500	中止
計	48,450	50,366	53,131	50,909	46,701	42,162	43,446	45,877	—

### ●エルム高原施設別利用状況

(単位：人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
保養センター	113,782	110,753	109,697	107,503	103,549	101,187	100,669	89,332
ケビン村	4,540	5,109	4,229	4,423	5,073	4,492	4,610	2,534
家族旅行村	25,992	29,189	29,673	28,137	32,424	28,914	35,646	26,309
オートキャンプ場	3,826	3,808	4,415	4,408	4,524	4,067	5,102	4,648
計	148,140	148,859	148,014	144,471	145,570	138,660	146,027	122,823

資料：赤平市統計書

## (2) その対策

- ・閉山炭鉱跡地や炭鉱遊休地の有効利用を図るため、環境整備等に関する財源措置の確立を求め地域振興を図る。
- ・企業誘致及び地場産業の開発を促進する。
- ・雇用の場の創出、拡大に努め、既存企業及び進出企業への支援策を進める。
- ・中小企業の経営多角化、事業転換等の体質強化を促進するため、融資制度等の施策を推進する。
- ・既存企業、誘致企業の育成を図るため、異業種間交流を促進する。
- ・潤いと憩いのある空間を創出し、個性と魅力あふれる中心商業地域再開発事業を推進する。
- ・市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図る。
- ・スーパープレミアム付商品券の発行やイルミネーション助成、店舗近代化促進事業などの地域商業活性化事業を行い、地域経済の発展に努める。
- ・高齢化社会に対応した地域密着型商店街の形成を進める。
- ・消費者ニーズに対応した共同事業の推進に努める。
- ・地域間交流、生涯学習の拠点施設である「交流センターみらい」を中心とする駅前周辺開発事業を推進する。
- ・農業の生産基盤体制を強化し、農業環境の充実を図る。
- ・良質米の安定生産を図り、経営規模の拡大と稲作、畑作、花き、畜産などの複合経営を推進する。
- ・農産物の地産地消や付加価値の高い特産品の開発を進める。
- ・農業後継者、担い手の確保に向けた取り組みを推進する。
- ・森林整備計画に基づく計画的な林業経営の促進と林業生産の拡大、森林の公益的機能の拡充に努める。
- ・森林の造成、森林資源の集約的利用を促進するため、林道網の整備を図る。
- ・森林整備を推進し自然環境保全に努める。
- ・森林環境譲与税の活用により、森林整備の推進、人材育成・担い手確保及び木材利用の促進に努める。
- ・観光産業の核施設として、エルム高原周辺整備を促進する。
- ・北海道遺産として認定を受けている炭鉱遺産を観光資源として、空知産炭地域のネットワーク化を図り、新たな観光ルートを創出する。
- ・火まつり、らんフェスタ、産業フェスティバルなどを開催しイベントの充実を図り地域活性化につなげる。

### 目標

- ・新規学卒者就業者数（R 3～R 7 合計）150人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	多面的機能支払事業 水利施設管理強化事業 水利施設等保全高度化事業	市 国 市	
	林 業	豊かな森づくり推進事業 分収造林事業 森林環境保全整備事業	市 市 市	
	(6) 起業の促進	起業支援事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	エルム高原施設整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工業・6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域商業活性化事業 商工会議所が発行する地域商品券にプレミアをつけ、プレミアム分を市が支援、商店街のイルミネーション、店舗の改修への助成、並びに街路灯のLED化をすることは、地域経済の活性化、商店等の事業継続にもつながり、住民が地元で消費できる店舗を残すことは、高齢化、人口減少が進行する本市にとって必要不可欠であり、過疎地域の持続的発展を図る。</li> <li>・産業振興事業 企業が市内に工場や特定施設を新設、増設及び更新する事業に対する助成や課税免除、新製品の開発や既存製品改良等に要する費用の一部を中小企業に助成するほか、企業の人材育成を目的とした研修等を実施する赤平産業振興人材育成実行委員会に対する助成を行うことにより、地場産業の振興と市域経済の活性化を図る。</li> </ul>	市 市	
	観 光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エルム高原施設管理事業 観光産業の核施設であるエルム高原施設について、利用者が快適に利用できるように維持補修を行うことにより、地域の活性化を図る。</li> <li>・観光イベント事業 「あかびら火まつり」「産業フェスティバル」「らんフェスタ赤平」などのイベントに対する助成として観光協会などに対し補助金を交付するほか、特産品協議会による農産物や食料品などの地場産品や特産品のPRや販路拡大を行うことで地域の活性化を図るとともに、近隣市町と連携し、交流・関係人口の拡大により、将来的効果をもたらす事業とする。</li> </ul>	市 市	



	その他	・農業後継者・担い手サポート事業 農業の持続的、安定的な発展を図るため、基礎的農業の知識・技術・経営能力の取得を目的とした研修や講習、農業機械免許の取得、農産物の販路拡大にかかる経費の一部を助成する。	市	
	(11)その他	中小企業融資 中小企業利子補給 中小企業倒産関連融資利子補給 森林環境譲与税事業	市 市 市 市	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
赤平市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)事業計画」のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、中空知定住自立圏や中空知広域市町村圏組合など、様々な自治体との連携を図る。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

めざましい技術革新により、情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっている。

本市には、光回線などによる高速インターネットや地上デジタル放送中継局の整備を終えており、高度情報化に対応した基盤整備が進んできた。

また、これまでも Wi-Fi 環境の整備に取り組んできたが、観光や防災の観点からもさらに拡充も必要である。

Society5.0 の実現に向けた「5G」の実用化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しており、IoT 技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や市民ニーズに合わせた対応が求められる。

一方、こうした情報通信技術の発達は、地域住民の情報格差が懸念されるため、誰もが平等に情報発信・受信可能な状況の構築が求められる。

### (2) その対策

- ・情報化社会に対応できる人材の育成を図る。
- ・各市町村間を結ぶ情報ネットワークの形成を図る。
- ・Wi-Fi 環境の整備拡充を行う。
- ・地域住民が情報通信技術を活用できる基盤整備、能力の向上を図る。

#### 目標

- ・市民アンケート調査による「情報通信環境」満足度の向上

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	公衆無線 LAN 環境整備事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路

本市は道央空知地域の中央やや北側に位置し、近くには国土開発幹線道路である北海道縦貫自動車道滝川インターチェンジがあり、また本市を東西に横断している国道 38 号は、道東方面への重要な幹線として利用されていることから、幹線道路や市街地域内道路など総合的な交通体系の整備を促進する必要がある。

本市の道路状況は国道、道道、市道の延長が 203 km に及び、市道はその約 80% を占めており、市民生活と産業経済活動に欠くことのできない道路網を形成している。

国道については交通の円滑化、地域経済の活性化を図るため広域的道路網の整備として国道 38 号の 4 車線化が望まれる。

道道については国道、市道そして周辺市町村と有機的に接続されており、今後においては道道となった赤平奈井江線の整備、老朽化した赤平橋の整備及び歩道設置が望まれる。

市道については、市民生活に密着し日常生活に不可欠な道路であり、道路整備に対する市民要望は増加してきており、計画的な整備を進める一方、老朽化した道路や橋梁など、適切な維持管理のもと長寿命化を推進しなければならない。

都市計画街路の整備については、令和 2 年 12 月に策定された計画期間を令和 3 年度から令和 22 年度までとする「都市計画マスタープラン」をもとに、産業構造の変化や都市景観、市街地再開発等に配慮し、幹線道路及び生活道路の整備促進に努める必要がある。

農道については、農業基盤整備のみならず、生活基盤の向上を図るとともに、市民の生活道路としての役割を担っていることから、市道網との一体的な整備が必要である。

林道については、森林の保全と緑資源を確保するため、林道網の整備に努めなければならない。

#### ●市内の道路状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分		総 数	国 道	道 道	市 道
実延長 (km)		203.0	16.4	25.2	161.4
現況別	改良済 (km)	159.1	16.4	25.2	117.5
	未改良 (km)	43.9	0	0.0	43.9
	改良率 (%)	78.4	100.0	100.0	72.8
路面別	砂利道 (km)	48.9	0	0.2	48.7
	舗装道 (km)	154.1	16.4	25.0	112.7
	舗装率 (%)	75.9	100.0	99.2	69.8

資料：赤平市統計書

## ② 交通機関

本市の公共交通機関としては、JRと路線バスが運行されている。

鉄道は滝川を起点とする根室本線があり、沿線各都市との地域間交流と大量輸送機関として重要な役割を果たしているが、産業構造の変革、道路網の発展とともに沿線の過疎化及び都市間高速バスの運行により利用客は年々減少している。JR北海道は根室線（滝川～新得間）を単独では維持困難な線区として平成28年11月公表し、沿線市町で構成する根室本線対策協議会において、利用促進など路線の維持存続に向けた取り組みを積極的に行うと同時に財政負担もしてきた。

バスは、民間会社により運行されており、市内及び近隣市、主要都市と結ばれている。特に、高速道路の開通による都市間高速バスの運行は、地域住民の生活圏の拡大など利便性を高めている。しかし、路線バスについては、通院、通学など市民生活に密着し、市民の足として利用されているが、過疎化、自家用自動車の普及などにより、バス利用者が減少しているため、近年は減便が相次ぎ、利便性の低下によりさらに利用者が減少し、路線の維持存続には沿線自治体による財政負担が今後見込まれる状況である。

## (2) その対策

- ・国道4車線化などの整備を促進する。
- ・広域ルートとしての道道整備を促進する。
- ・市道については、生活路線として狭隘な道路及び未改良・未舗装道路の計画的な整備及び老朽化した道路・橋梁の長寿命化対策を推進する。
- ・都市計画街路の事業促進を図る。
- ・農道、林道の計画的な整備を促進する。
- ・冬期間の交通安全確保のため、道路の除排雪体制の充実を図る。
- ・関係機関との連携による災害発生時の監視と情報提供を図る。
- ・鉄道、路線バス、ハイヤーなど既存の地域公共交通の維持確保に努める。
- ・交通空白地域の解消を図る。

### 目標

- ・JR1路線（根室線）、中央バス2路線（滝芦線・歌志内線）の路線維持

## (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	右岸通改修舗装事業 L=676m W=5.5m 北文本通改良舗装事業 L=110m W=4.5m	市 市	

	東文通学線改良舗装事業 L = 125m W = 2.0m 東町2号通改良舗装事業 L = 140m W = 4.0m 昭和1号改良舗装事業 L = 95m W = 3.0m 西文1丁目西小路改良舗装事業 L = 70m W = 3.0m 栄町3条通改良舗装事業 L = 100m W = 4.0m 昭和本通改修舗装事業 L = 99m W = 5.5m 住友本通改良舗装事業 L = 350m W = 5.5m 宮園通縁石改修事業 L = 300m W = 3.5m 元町公園通改良舗装事業 L = 100m W = 3.0m 排水整備事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
橋りょう	橋梁長寿命化整備事業	市	
その他	茂尻人道跨線橋改修事業	市	
(8)道路整備機械等	雪寒機械購入事業 ・凍結防止剤散布機 ・除雪専用トラック 7 t ・ロータリ除雪車 80PS ・除雪ドーザ ・小型除雪車	市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	・地域公共交通活性化事業 既存の地域公共交通機関の維持確保に努めるとともに、交通空白地域の解消のため、赤平市地域公共交通活性化協議会等による地域公共交通活性化事業を展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 上水道

本市の水道事業は、昭和 30 年に給水供用を開始して以来 65 年を経過している。この間、8 次にあたる拡張事業を実施し、未整備地域の解消や水道施設の整備改修を行い安定した給水に努めてきた。令和 2 年度末現在、水道普及率は 98.9%となっている。

本市の特徴として、石炭企業による炭鉱専用水道が整備されていた。しかし、平成 6 年 2 月の炭鉱閉山により、この専用水道が廃止されたため赤平市上水道区域に統合し、第 8 次拡張事業により施設の整備を行った。

近年は人口減少に伴い水需要は減少する傾向にあるが、今後も水資源の確保、供給施設の整備、水の有効利用を推進するとともに、開発計画などと整合性を図りながら、公営企業体としての経営健全化を図るため、事業運営基盤の改善、強化に努める必要がある。

#### ② 下水道

本市の下水道事業は、昭和 49 年より石狩川流域下水道事業に参画以来、流域下水道及び市公共下水道の両面から整備を行い、平成 2 年 3 月 28 日から一部供用を開始し、順次供用開始地区の拡大を行っている。

令和 2 年度末現在の下水道整備状況は、事業認可区域における計画面積 768ha、整備面積 434ha、管渠延長汚水分 83 km、雨水分 11 km、整備率は 79.2%である。また、処理区域面積は 434ha で水洗化人口率は 89.3%となっている。

下水道の整備は、生活環境面から必要不可欠な施設であり、今後も計画的な整備処理地域の拡大を進め、快適な居住環境の実現を図る必要がある。

また、点在する農家等の公共下水道計画区域外の地域に関しても、生活環境の格差解消のため、個人が設置する合併処理浄化槽等の設置に対し助成を行い、浄化槽の整備を促進する。

#### ③ 環境衛生

本市においては、平成 15 年 4 月からゴミの分別収集を開始し、3 市 2 町の中空知衛生施設組合において、ゴミの減量化・リサイクル化を図っている。

今後も人と自然が共生することを基本として、環境負荷を最小限に抑え循環型のゴミ処理システムの構築を図り、近隣市町が連携し、より経済的、効率的に課題を解決していくためのシステム向上に努めなければならない。

し尿及び浄化槽汚泥の処理について、現在、石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターに運搬しているが、効率的な運搬を図るため、一時的に本市のし尿貯留施設（旧赤平市浄化センター）を活用している。下水道の普及などにより年々処理量は減少してはいるものの、引き続き、し尿貯留施設の活用が不可欠であるが、施設の老朽化が課題となっている。

#### ④ 消防

近年、都市化の進展と建築構造、生活様式の変化などにより、火災の態様は複雑化、多様化しており、風水害などの自然災害や交通事故等の災害も多く、特に救急業務は年々増加の傾向にある。

平成 26 年 4 月からは近隣 3 市 2 町で構成する「滝川地区広域消防事務組合」に加盟し広域的な消防行政を行っているが、今後も消防施設・装備の一層の近代化、科学化を進めるとともに消防団の活性化を図らなければならない。

また、近年の多種多様なライフスタイルの変化等に伴い、より一層の高度な知識と技能を要する救命救急活動が求められており、市民及び市外からの来訪者の救命率向上のため、消防職員の教育訓練を行い、さらなる資質の向上に努める必要がある。

さらに、青年や女性を中心に地域住民の消防団への参加促進を図るなど、消防団の活性化に努めるとともに、民間防火組織の指導育成に努め、防火思想の普及徹底を図り、市民生活の安全と豊かなまちづくりを推進する必要がある。

#### ⑤ 住環境

本市の住宅政策は昭和 27 年に始まり、市営住宅や道営住宅、雇用促進事業団住宅などの建設により、老朽化住宅や不良環境整備の改善に努めてきたところである。

しかし建築年数の経過とともに、市営住宅の老朽化や狭小など居住水準の低い住宅もあり、今後も建替事業などによる住環境の向上に努める必要がある。

また、平成 6 年 2 月の閉山に伴う住友地区炭鉱改良住宅の建替事業の推進と同地区周辺の住環境整備が急務となっているため、現在の福栄団地については、平成 10 年度から建替事業に着手し、計画的な整備を進めている。

新しい産業構造の転換を図るため、企業誘致や地場産業の育成に努める一方、勤労者の定住を促進するため、炭鉱跡地を中心とした新住宅団地の造成分譲や単身用住宅の整備が急務となっている。

多種多様な住宅ニーズに応え、人口の定住化を促進するため、高齢者や障がい者向け住宅、子育てに特化した住宅の供給に努め、既存公的住宅の計画的修繕を図り、生活環境の向上とともに地域づくりを推進する必要がある。

また、良好な居住環境を形成するため、公園、緑地などの整備や市内防犯灯の整備を図り、都市景観及び快適な街並みを創出する。

### (2) その対策

- ・水道施設の整備改修を促進し、水の安定供給を図る。
- ・良質な水の供給を確保するため、水質検査の強化及び水質、水量の適正保持を図る。
- ・公共下水道、流域下水道の計画的な施設整備を推進するとともに、施設の健全な維持と保守管理に努める。

- ・浄化槽の整備を促進し、公共下水道計画区域外の生活環境の向上に努める。
- ・水洗化の促進と普及を図る。
- ・し尿貯留施設の延命化を図る。
- ・消防防災体制の充実と強化を図るため、施設・装備の近代化・科学化を推進する。
- ・消防職員の教育訓練を強化し、資質の向上を図るとともに消防団の活性化を図る。
- ・防火思想の普及を図り安全なまちづくりを推進する。
- ・市営住宅の建替事業を計画的に推進し住環境の整備を図る。
- ・高齢社会に対応した高齢者向け住宅及び子育て世帯用住宅の建設を促進する。
- ・炭鉱改良住宅の福栄地区建替事業を推進し住環境整備を図る。
- ・既設市営住宅の長寿命化型改善事業を推進する。
- ・定住促進のため、住宅団地の造成分譲などを積極的に進める。
- ・公園、緑地等を整備し、快適な居住環境を形成する。
- ・町内会等が所有する防犯灯や街路灯の省エネ電球への取換え及び電気料について助成し、防犯灯、街路灯の維持と環境対策を推進する。

#### 目標

- ・利活用しない公共施設の除却を促進する。

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	送配水施設改良事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 管渠の整備 A=768ha 石狩川流域下水道中部地区事業費負担金	市 道	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	中・北空知廃棄物処理広域連合負担金 中空知衛生施設組合負担金	市 市	
	(4) 火葬場	中空知衛生施設組合負担金（火葬場分）	市	
	(5) 消防施設	滝川地区広域消防事務組合負担金 消防自動車更新事業	市 市	



	(6) 公営住宅	公営住宅建設事業 ・ 吉野団地建替 市有住宅整備事業 公営住宅長寿命化型改善事業 公営・改良住宅整備事業 改良住宅建替事業 公営住宅整備事業 ・ 吉野第一団地 公営住宅等移転集約事業 公営住宅等住替集約事業 公営住宅等高齢化対策事業	市  市 市 市 市 市  市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	・ 公的住宅除却事業 人口減少による入居者数の減少や施設の老朽化が著しい公的住宅を除却することにより、地域の景観の保全・防犯対策など快適なまちなみの創出を図る。	市	
	防災・防犯	・ 公共施設除却事業 今後の活用が見込めなくなった公共施設を除却することにより、地域の景観の保全・防犯対策など快適なまちなみの創出を図る。 ・ 防犯灯、街路灯維持費補助金 市内にある町内会等が所有する防犯灯、街路灯の電気料金の一部を助成することにより、住民の安全・安心な暮らしの確保を図る。	市  市	
	(8) その他	公園施設整備事業 都市公園安全・安心対策事業 中ナエ川改修事業 ごみ収集車更新事業	市 市 市 市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 高齢者福祉

本市における65歳以上の高齢者比率は44.7%（平成27年国勢調査）で、全国や全道平均よりも高く、過疎化により今後ますます高齢化への進行が予想される。

このような状況の中、第8期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「高齢者の尊厳を守る」「高齢者の自立と自己決定を尊重する」「高齢者の社会参加の促進と支え合いを進める」の3つの基本理念を定め、各種基本目標をはじめ、各種健康診査や健康相談、スポーツによる体力増進や維持、老人クラブ活動などの生きがい対策等、様々な施策の推進に努めている。

老人福祉施設としては、特別養護老人ホーム2ヶ所（愛真ホーム、エルムハイツ～デイサービスセンター併設）、高齢者共同住宅やシルバーハウジング、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護施設や高齢者集会所が整備され、多くの高齢者の利用に供している。

永年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者が、生きがいのある豊かな老後を送ることができるよう、老人福祉施設や保健施設、高齢者向け住宅など、住みよい生活環境の整備を図るとともに、社会参加機会の創出による生きがい対策や健康保持と生活安定、生涯教育など、今後もきめ細かな施策を展開しなければならない。

また、平成12年度に導入された「介護保険制度」は、これからの高齢社会に対応する大きな柱であり、円滑な運用を図るため住民への周知やサービス向上など、積極的な取り組みが求められるとともに、今後は寝たきりにならないため高齢者介護予防対策の充実を図り、保健・医療・福祉・教育等を総合的かつ一体的に提供できるよう努める必要がある。

#### ●人口構造

年	A 総人口 (人)	B 0～14歳 (人)	C 15～64歳 (人)	D 65歳以上 (人)	年齢別割合%		
					15歳未満 (B/A) (%)	15～64歳 (C/A) (%)	65歳以上 (D/A) (%)
昭和35	54,635	20,516	32,513	1,606	37.6	59.5	2.9
40	46,646	14,231	30,602	1,813	30.5	65.6	3.9
45	34,904	8,672	24,284	1,948	24.8	69.6	5.6
50	26,363	5,701	18,514	2,148	21.6	70.2	8.2
55	25,467	4,931	17,924	2,612	19.4	70.4	10.2
60	22,645	3,920	15,596	3,129	17.3	68.9	13.8
平成2	19,409	2,718	13,088	3,603	14.0	67.4	18.6
7	17,351	2,003	11,158	4,190	11.5	64.3	24.2
12	15,753	1,572	9,472	4,709	10.0	60.1	29.9
17	14,401	1,390	8,023	4,988	9.7	55.7	34.6
22	12,637	1,072	6,655	4,909	8.5	52.7	38.8
27	11,105	835	5,306	4,964	7.5	47.8	44.7

資料：国勢調査

●総人口及び65歳以上人口の推移<国勢調査>

(単位：人・%)

区 分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0歳～14歳	5,701	21.6	4,931	19.2	3,920	17.3	2,718	14.0
15歳～64歳	18,154	70.2	17,924	70.0	15,596	68.9	13,088	67.4
40歳以上	11,991	45.5	12,536	48.9	12,142	53.6	8,154	42.1
65歳以上	2,148	8.2	2,612	10.8	3,129	13.8	3,603	18.6
70歳以上	1,221	4.6	1,476	5.8	1,870	8.3	2,290	11.8
75歳以上	569	2.2	712	2.8	933	4.1	1,240	6.3
80歳以上	216	0.8	275	1.1	346	1.5	535	2.8
85歳以上	78	0.3	67	0.3	97	0.4	180	0.9
人 口	26,363	100.0	25,467	100.0	22,645	100.0	19,409	100.0

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0歳～14歳	2,003	11.5	1,572	10.0	1,390	9.7	1,072	8.5
15歳～64歳	11,158	64.3	9,472	60.1	8,023	52.7	6,655	52.7
40歳以上	7,170	41.3	6,092	38.7	5,295	36.8	4,428	35.0
65歳以上	4,190	24.2	4,709	29.9	4,988	34.6	4,910	38.8
70歳以上	2,830	16.3	3,214	20.4	3,655	25.4	3,787	30.0
75歳以上	1,666	9.6	2,049	13.0	2,329	16.2	2,572	20.3
80歳以上	821	4.7	1,087	6.9	1,354	9.4	1,463	11.6
85歳以上	309	1.8	450	2.9	632	4.4	718	5.7
人 口	17,351	100.0	15,753	100.0	14,401	100.0	12,637	100.0

区 分	平成27年 (参考) H27 構成比			
	人口	構成比	国	道
0歳～14歳	835	7.5	12.5	11.3
15歳～64歳	5,306	47.8	60.0	59.3
40歳以上	3,554	32.0	33.2	34.3
65歳以上	4,964	44.7	27.5	29.4
70歳以上	3,730	33.6	18.7	20.6
75歳以上	2,727	24.6	12.7	14.3
80歳以上	1,082	15.1	7.7	8.8
85歳以上	832	7.5	3.8	4.4
人 口	11,105	100.0	100.0	100.0

## ② 子ども・ひとり親家庭福祉

近年、急速な少子化や依然として続く核家族化の進展に伴い、児童福祉に対する需要は増大し多様化してきており、家庭環境は著しく変化している。

本市は、こうした児童の環境を改善し向上を図るため、児童の健全育成、保育の充実、ひとり親家庭等への支援に努めてきている。

児童福祉施設としては、公立認可保育所2カ所、児童館3カ所、児童センター2カ所、平成12年度からは子育て支援センターも開設し育児支援を行っている。

安心して産み育てられる環境づくりや全ての児童が心身ともに健やかに成長できる良好な環境づくりを推進し、保健福祉の向上に努める必要がある。

また、生活の安定と経済的自立を助長するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等自立支援給付、ひとり親家庭等医療費助成、母子・父子自立支援員による生活相談・指導等を行っている。

## ③ 障がい者（児）福祉

心身や社会的、経済的にハンディキャップを負う障がい者（児）に対して、ノーマライゼーションの理念をもとに、地域社会が一体となって援助することにより、地域で共生できる環境づくりを進めることは社会の責務である。

明るく心のかよう障がい者福祉の推進のため、心身障がい者（児）の早期療養体制の強化と自立、社会参加及び地域住民の正しい障がい者観を確立し、在宅福祉サービスの強化を図り総合的な支援を進めなければならない。

## （2）その対策

- ・地域福祉向上のため、ボランティア活動や市民参加型の福祉活動、人材育成を促進する。
- ・高齢者福祉施設等の充実を図る。
- ・老人クラブの育成に努めるとともに、スポーツ、レクリエーションを推進し、高齢者の健康増進や生きがい対策を図る。
- ・ひとり暮らしの高齢者対策として、緊急通報システム体制の整備やモバイル型救急通報システム等の整備を図る。
- ・地域ケアサービス推進体制の整備を図り、介護予防施策の充実を努める。
- ・ホームヘルプ・デイサービスなどの在宅支援サービスの充実を図り、自立や社会参加活動を促進する。
- ・赤平市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画をもとに高齢者福祉施策を推進する。
- ・ホームヘルパーの養成研修事業を実施する。
- ・子ども・子育て支援計画をもとに、児童福祉施策を推進する。
- ・健康を維持し、がん予防対策を図る。
- ・家庭環境を向上するため、子育て支援センターの充実を図る。
- ・児童館等施設の充実を図る。

- ・障がい者福祉計画をもとに、障がい者福祉施策を推進する。
- ・ノーマライゼーション思想の普及を図り、社会参加の促進に努める。
- ・障がい者福祉施設の充実を図る。
- ・社会福祉協議会や各種福祉団体と連携を図り、在宅支援サービスの充実に努める。
- ・様々な事情により、ひとり親になっても本市での暮らしを継続できるよう経済的負担の軽減を図る。
- ・子ども、ひとり親家庭等、重度心身障害者の医療費の助成を行い、安全・安心な生活を確保する。

**目標**

- ・市民アンケート調査による「赤平市に住み続けたい」市民の割合（R7）75%

**(3) 事業計画（令和3年度～7年度）**

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費助成事業 高校卒業時までの乳幼児や児童、生徒の医療費を全額助成することにより、子育て世代への経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li> </ul>	市	
	高齢者・障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者医療費助成事業 重度の障がいのある方の医療費を助成することにより、地域住民の安全・安心な生活を確保でき過疎対策に資するものである。</li> <li>・重度障害者福祉タクシー助成事業 重度身体障害者でバス等公共交通機関を利用することが困難なものに対し、生活圏の拡大及び経済的負担を軽減するため、タクシーチケットを交付し、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを図る。</li> <li>・社会福祉協議会委託金 高齢者の福祉事業である電話サービス、食事サービス、除雪サービスなどを社会福祉協議会の委託事業として行うことにより、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と福祉の向上を図り、地域の活性化につながる。</li> <li>・保養サービス事業 高齢者の方に、保養センターのサービス保養券を配ることにより、高齢者の方の保養による健康増進と外出することによる閉じこもりの防止を図ることにより、安心して暮らせるまちづくりや高齢者の社会参加、生きがいの促進及び心身の健康保持を図られる。</li> <li>・老人クラブ等運営費補助事業 市内の各老人クラブや老人クラブ連合会の運営費の一部について補助金を交付することにより、高齢者の生きがいや交流を生みだし、健康で活発に暮らせる環境の向上を図る。</li> </ul>	市 市 市 市	

	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者世帯等除雪費助成事業  高年齢等で自力での除雪が困難な世帯の方が、個人や事業者等に除雪を依頼した費用の一部を助成することにより冬期間における生活不安を解消し、安心・安全の確保と福祉の増進を図る。</li> <li>・ ひとり親家庭等医療費助成事業  18歳までの子を扶養するひとり親家庭に対し、親及び子の医療費の一部助成を行うことにより、子育て世代のへ経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li> <li>・ ひとり親世帯への助成事業  ひとり親世帯が子どもを養育する期間において、家賃の一部助成並びに入学支度金助成を行い、養育費の負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li> <li>・ 予防接種助成事業  中学生以下の子どもを持つ家庭にかかる医療費を助成することにより生活の安定を図り、安心して育てられる環境づくりや健全な育成を図る。</li> </ul>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
--	------------	---	-------------------------------------	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

医学や医療技術の進歩は著しく、また国民自身の健康に対する自己意識も高まり、平均寿命は伸展しているが、一方、慢性疾患に悩む人々も増えている。

感染症から慢性疾患になった人や生活習慣病の増加など、疾病構造の変化により新しい形態の疾患が増加しており、慢性化した病気に対応した予防と治療が必要となっている。

このため、疾病の予防や早期発見、早期治療に向けた、乳幼児健診、生活習慣病検診、老人健康相談、結核予防など各種検診等多種多様な業務を行い、市民の健康増進を図っている。

あかびら市立病院は、平成 20 年度の資金不足比率が経営健全化基準以上の 81.2%となり、これを受けて平成 22 年 3 月、経営健全化計画を策定。その後、平成 23 年度には経常収支の黒字化を達成するとともに、資金不足を全額解消するに至っている。平成 26 年度は念願であった病棟建替え工事が完了。平成 27 年 4 月、運用を開始するとともに、平成 27 年度に旧病棟の除却工事、また、平成 28 年度の跡地外構整備をもって一連の工事は完了した。

一方、院内においてはオーダーリングシステム、電子カルテの整備を行い、業務のスリム化を図るなか、患者さんが安心して医療を受けていただくための医療機器整備はまだ十分とはいえない状況が続いており、課題となっている。

また、これからの地域医療を守るためには各医療機関との連携は不可欠であり、そのための医療情報システム連携の構築を図り、地域における役割と高齢化社会への対応を図り、市民及び地域住民の皆さんが安心して暮らせる医療環境の充実に努めなければならない。

#### ●医療施設、従事者の状況

(単位：人)

年	施設数				病床数			医療従事者数							
	総数	病院	診療所	歯科診療所	総数	病院	診療所	総数	医師		薬剤師	保健師	助産師	看護師	
									医師	歯科医師				看護師	准看護師
平成 6	17	2	10	5	761	723	38	314	32	6	16	5	3	99	153
7	16	2	8	6	761	723	38	314	32	6	16	5	3	99	153
8	16	2	8	6	761	723	38	348	31	9	18	5	6	111	168
9	15	2	7	6	727	689	38	349	31	10	18	5	6	111	168
10	16	2	8	6	727	689	38	349	31	10	18	5	6	111	168
11	16	2	8	6	723	685	38	361	33	8	17	6	5	113	179
12	16	2	8	6	723	685	38	395	35	7	26	8	6	123	190
13	16	2	8	6	663	625	38	393	34	7	26	8	5	123	190
14	17	2	9	6	663	625	38	384	37	6	28	8	6	126	173
15	17	2	9	6	644	625	19	384	37	6	28	8	6	126	173
16	14	2	6	6	598	598	—	383	32	7	22	8	5	129	180
18	14	2	7	5	617	617	—	373	29	7	25	7	3	129	174

19	14	2	7	5	586	586	—	373	29	7	25	7	2	129	174
20	14	2	7	5	546	546	—	355	29	6	25	7	1	120	167
21	14	2	7	5	546	546	—	355	29	6	25	7	1	120	167
22	12	2	5	5	516	516	—	313	21	6	8	8	1	123	146
23	12	2	5	5	486	486	—	313	21	6	8	8	1	123	146
24	10	2	3	5	486	486	—	317	29	5	21	8	1	131	121
25	11	2	4	5	486	486	—	318	29	5	22	8	1	131	122
26	10	2	3	5	486	486	—	305	29	5	21	8	—	132	110
27	10	2	3	5	486	486	—	305	29	5	21	8	—	132	110
28	10	2	3	5	486	486	—	☆	29	5	20	☆	☆	☆	☆

※ ☆は情報未更新

資料：空知保健統計年報・空知地域保健情報年報

●あかびら市立病院医療従事者数

(単位：人)

年度	病床数	医療従事者総数	医師	薬剤師	看護師	X線技師	臨床検査技師	その他の技術者	事務職員その他
平成9	338	249	16	6	160	5	7	5	50
10	338	242	16	6	157	5	7	5	46
11	338	241	17	6	153	5	7	5	48
12	338	232	18	6	153	5	7	6	37
13	278	222	18	6	148	5	7	6	32
14	273	212	18	6	139	5	7	5	32
15	251	207	18	5	132	5	6	5	33
16	251	194	16	5	130	5	6	5	27
17	251	183	13	5	125	5	6	5	24
18	251	160	12	5	110	5	6	5	17
19	220	140	13	4	97	3	6	5	12
20	180	127	11	3	86	3	6	7	11
21	180	122	11	3	82	3	6	7	10
22	150	106	8	3	71	3	5	6	10
23	120	95	9	3	61	3	4	6	9
24	120	93	11	3	58	3	3	6	9
25	120	95	9	3	61	3	4	7	8
26	120	98	8	3	63	3	4	7	10
27	120	97	9	3	62	3	4	7	9
28	120	94	9	3	60	3	4	6	9
29	120	91	8	3	55	3	4	6	12
30	120	94	6	3	60	3	4	7	11
令和元	120	90	6	3	57	3	4	7	10
2	120	88	7	3	53	3	4	7	11

※ 医療従事者数は正職員

資料：あかびら市立病院



## (2) その対策

- ・地域医療の確保はもとより病院事業の経営面においても極めて大きな影響を及ぼす医師の確保に努める。
- ・職員の適正配置、更なる業務の改善と効率化を図り安定した経営に努める。
- ・医療環境を整備し、医療サービスの充実と医療水準の向上に努める。
- ・救急医療体制の整備を推進する。
- ・高度医療に対応するため、高度医療機器等の導入など、施設の整備充実に努める。
- ・透析センターにおける送迎サービスの充実等による増収対策を図る。

### 目標

- ・あかびら市立病院の病床数 120 床の維持

## (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	あかびら市立病院整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院  その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設整備事業 市内唯一の救急指定病院として、また、基幹病院として地域医療を安定かつ継続的に提供するために、計画的な設備等の維持補修を行うことにより地域医療体制の確保を図る。</li> <li>・中空知地域保健医療対策協議会負担金 空知の2次医療圏における、病院間の協力体制を構築し、病院群輪番制、小児救急医療支援事業をおこなうことにより、過疎地域における救急医療体制の確保を図る。</li> </ul>	市  市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

本市における公立幼稚園は1園設置され、義務教育施設は小学校3校、中学校1校である。これまで少子化により学校の統廃合を進めてきており、平成30年度から中学校1校体制とし新校舎を建設した。

令和2年5月1日現在の小学校児童数は284人、中学校生徒数は171人である。平成22年5月1日現在と比較すると、10年間で小学校児童数が212人(△42.7%)、中学校生徒数が79人(△31.6%)も減少しており、近年の人口流出状況や少子化傾向から、今後も減少することが予想される。そのため、小学校においても中学校同様に新校舎を建設し、複式学級の解消やクラブ活動の活性化などのため、令和4年度から1校体制とする予定である。

情報化社会に対応するパソコン教育など、国の施策に基づく教育機器の整備やそれに伴う特別教室の充実とともに、特別支援学級の設備の充実等にさらに努めなければならない。このため、最近の社会情勢の変化を適確に捉えながら長期的展望に立ち、地域の理解と協力のもとに教育環境の向上に努める必要がある。

#### ●児童、生徒数の推移（各年5月1日現在） (単位：人)

区分	幼稚園				小学校				中学校				高等学校		
	園数	園級数	園児数	教員数	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数	学校数	生徒数	教員数
平成3	2	7	199	9	9	57	1,160	89	4	26	707	60	1	502	33
4	2	7	178	9	9	54	1,088	92	4	26	663	61	1	435	31
5	2	6	183	8	9	52	984	88	4	24	648	61	1	406	31
6	2	6	155	8	8	44	919	79	4	22	608	53	1	361	31
7	2	6	148	8	8	51	853	78	4	22	572	53	1	337	29
8	2	6	155	9	8	50	779	78	4	21	515	53	1	317	27
9	2	6	164	9	8	49	719	86	4	21	480	57	1	294	28
10	2	6	150	8	8	49	690	82	4	20	432	51	1	295	27
11	2	5	152	8	8	50	698	80	4	19	404	50	1	291	27
12	2	5	159	8	8	50	659	83	4	17	387	50	1	279	27
13	2	5	138	8	8	48	643	84	4	17	383	52	1	240	24
14	2	6	121	8	7	46	641	76	4	16	360	48	1	173	22
15	2	6	125	8	7	47	626	78	4	14	334	46	1	142	19
16	2	6	107	8	7	46	606	76	4	13	297	46	1	113	21
17	1	5	140	7	6	44	555	69	4	17	321	50	1	77	20
18	1	5	125	7	6	41	560	66	4	18	302	53	1	74	17

19	1	5	126	8	5	39	541	62	2	16	315	34	1	84	16
20	1	5	95	7	5	39	528	60	2	17	288	34	1	102	16
21	1	4	81	7	5	40	511	61	2	15	278	32	1	88	15
22	1	4	74	6	5	41	496	67	2	16	250	32	1	74	15
23	1	3	78	5	5	39	466	63	2	12	241	28	1	69	15
24	1	4	75	5	5	40	435	61	2	12	241	29	1	57	15
25	1	3	81	5	5	40	414	59	2	13	249	30	1	32	15
26	1	4	74	5	3	27	384	46	2	14	246	30	1	93	14
27	1	3	69	5	3	25	353	40	2	14	241	32	—	—	—
28	1	3	57	5	3	24	339	40	2	15	216	31	—	—	—
29	1	3	51	6	3	25	329	42	2	13	191	29	—	—	—
30	1	3	48	6	3	26	331	45	1	8	163	17	—	—	—
令和元	1	3	51	5	3	24	306	42	1	9	159	18	—	—	—
2	1	3	39	5	3	25	284	43	1	9	171	16	—	—	—

資料：赤平市統計書

## ② 社会教育

近年、市民の学習要望と学びの意義は一層高まっている中、本市では、各層にわたる学習機会の提供に努めているが、さらに市民の高度化・多様化する学習ニーズに的確に対応しなければならない。

## ③ 生涯学習

生涯各期における市民の学習活動は、心の豊かさや生きがい、あるいは技能の習得など広範な分野で行われている。特に、本市においては、生涯学習の観点に立った社会教育の推進がその中心的役割を果たしているのが現状である。

多様な学習活動を支える生涯学習の推進体制づくりのため、生涯学習推進計画の実行、生涯学習指導者の確保、生涯学習まちづくり出前講座の実施を課題として取り組んでいかなければならない。

## ④ 体育

市民の健康増進、体力の向上はもとより、社会生活と連帯性を養い心身ともに活力ある市民を育成するために、スポーツ活動は重要な役割を果たすものであり、近年は、特に余暇充実の時代といわれ併せて健康に対する関心が高まっている。

生活環境や生活様式の変化は著しく様々な疾病の原因となっており、本市では市民の健康保持と増進を図るため、スポーツ活動に親しむ場を提供している。

今後は高齢化の進行に伴い、生涯にわたる健康づくりという観点から、中高年層、女性など誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができるよう、多彩なプログラムの導入、スポーツ情報の提供、指導者の育成を図るなど、さらに体育・スポーツ環境を向上する必要がある。このためスポーツの振興と関連施設の整備充実が課題である。

## (2) その対策

- ・地域や児童、生徒に対応できる施設整備を図る。
- ・教育向上のため、教育施設的环境整備を図る。
- ・学習機会の拡充及び人材の育成を図る。
- ・社会教育施設の充実とともに、学校施設の有効活用を図る。
- ・スポーツ施設の整備に努める。

### 目標

- ・市民アンケート調査による「学校教育」満足度の向上

## (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	統合小学校建設事業	市	
	屋外運動場	統合小学校グラウンド整備事業	市	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	東公民館整備事業	市	
集会施設	交流センターみらい整備事業	市		
	コミュニティセンター等整備事業	市		
体育施設	総合体育館維持補修事業	市		

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市の集落は、農業と石炭産業を中心として発展したため、農業地区と炭鉱地区ごとに形成されてきたが、石炭産業の衰退に伴い変貌してきている。

このため閉山炭鉱跡地などの再開発を行い、都市基盤の整備などに努めてきているが、現在なお閉山炭鉱跡地、炭鉱遊休地が存在し、その再開発による集落の形成などが課題となっている。

また、若年労働者や若年層を中心とした人口流出の抑制、市内企業への就業促進、Uターン者等の促進を図るため、若者等のニーズに合った魅力ある住宅や団地の整備を積極的に行う必要がある。

### (2) その対策

- ・住宅団地の造成・分譲などの住宅政策を積極的に進める。
- ・単身者用住宅など若年層のニーズにあった住宅政策を積極的に進める。
- ・炭鉱跡地再開発における住宅地計画の具体化を図る。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

心豊かな生活を営むためには、生きがいのある人生を過ごすことが必要であり、文化や芸術の果たす役割は益々重要になってきている。同時に先人の残した歴史文化や産業遺産などは貴重な財産であり、これを適切に保存し・次世代へ継承することが望まれている。

郷土の成り立ちを学び、郷土愛やふるさと意識の高揚を図るため、本市の歴史文化を保存・継承するとともに産業遺産を活用した新たな交流の活性化を図れるよう、具体的な施策の推進が求められ、文化活動の振興と拡充、関連施設の整備を図る必要がある。

また、本市の炭鉱遺産が令和元年に日本遺産に認定されており、これを広くPRしていかなければならない。

### (2) その対策

- ・文化団体の自主的活動の推進を図る。
- ・芸術文化の鑑賞、創作の活動機会の拡充を図る。
- ・郷土芸能等の後継者・指導者の養成とともに、歴史や文化に関する資料の収集、保存継承に努める。
- ・文化活動の奨励及び文化施設の整備に努め、文化事業の拡充を図る。
- ・炭鉱関連施設の資料の収集、保存継承に努める。
- ・炭鉱遺産の日本遺産認定をPRしていく。

#### 目標

- ・市民アンケート調査による「歴史・文化・産業遺産の保存継承」満足度の向上

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	炭鉱遺産活用事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本市では、令和元年に「第2次赤平市地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和12年度までの長期目標として、平成25年度（基準年）と比較して、発生する温室効果ガス排出量を41%削減する目標を掲げている。照明器具のLED化や公用車のハイブリッド車の導入など、温室効果ガス排出量の削減を進めているところであるが、依然として市内のエネルギー構造は化石燃料に偏っており、再生可能エネルギーの有効利用による資源循環型社会づくりが求められている。

今後とも国や道が取り組む2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた政策等の動向を注視しつつ、太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、その効果や経済性、エネルギー変換効率等を総合的に勘案し検討を進め、再生可能エネルギーの普及・促進を図り、自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築を目指していかなければならない。

### (2) その対策

- ・自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、市民、事業者などと行政が一体となった取り組みを進めていく。
- ・赤平市地球温暖化対策実行計画を推進する。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

昨今、全国的にも人口減少、少子高齢化などに伴い、町内会等地域コミュニティの崩壊が懸念されている。市民と行政が一体となって、地域の課題を解決していくには、地域力が不可欠であるため、町内会等への支援をしていかなければならない。

また、行政そして市民の役割や責任を明確にしたうえで、一方では情報を共有し合いながら対等な関係を築き、市政に対する市民参画機会の拡充をはかりながら、協働のまちづくりを推進していく必要がある。

まちづくりは、人づくりが基本であり、個性を活かした人材育成を図り、個性と魅力あふれるまちづくりを推進する。

### (2) その対策

- ・市民と行政が一体となったまちづくりを推進する。
- ・町内会やボランティア団体等への支援を行い、コミュニティ活動の活性化を推進する。
- ・地域の活性化と自立促進を図るため、まちづくり・人づくり助成事業、まちづくり活動推進事業を進める。

### (3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内会館等施設整備助成事業 町内会が所有する、町内会館等の施設整備に助成することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域共生社会の形成を図る。</li><li>・地域コミュニティ活動推進事業 各町内会は地域コミュニティの基礎単位として重要な役割を果たしており、町内会活動に対して助成することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域共生社会の形成を図る。</li></ul>	市  市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画に記載された公共施設等の整備計画は、赤平市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適正に実施する。



事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅助成事業 市内の民間賃貸住宅の建設やリフォームに対し助成をし、また、そこに移り住む転入者や新婚世帯に対し家賃を助成し、一体的に行うことにより、住環境の向上並びに移住・定住の促進が図られ、ひいては地域経済の活性化につながる。</li> <li>・あんしん住宅助成金事業 住宅のリフォームや老朽住宅の解体に要する費用の一部を助成することにより、定住の促進や住宅の耐久性、安全性と世帯構成の変化等に対応した性能の向上が図られることから、過疎対策に資するものである。</li> <li>・おためし暮らし事業 赤平市に移住を検討している方を対象に、一定期間市内での生活を体験できるおためし暮らし事業を実施し、移住を推進する。</li> <li>・空き家バンク事業 空き家等の有効活用を進めるとともに移住・定住の促進、住宅ストックの活用を図るため、空き家バンク事業「あかびら住みかエール」を実施する。</li> </ul>	市	
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生地域定着推進広域連携事業 学生地域定着推進広域連携協議会において、江別4大学の学生に対し、地域活動プログラム（インターンシップ、イベント参画など）を通じて、将来的な赤平市への就業・定住を促す。</li> </ul>	市	
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・定住促進奨学金貸与事業 高等学校、大学等に入学または在学した際の学資に対する奨学金貸付について、市内にUターンして市内企業等に一定期間就労を継続した場合に、貸付金の返済を免除することで人口流出防止と地元雇用の活性化を図る。</li> </ul>	市	

<p>2. 産業の振興</p>	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>商工業・6次産業化</p> <p>観光</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域商業活性化事業 商工会議所が発行する地域商品券にプレミアムをつけ、プレミアム分を市が支援、商店街のイルミネーション、店舗の改修への助成、並びに街路灯のLED化をすることは、地域経済の活性化、商店等の事業継続にもつながり、住民が地元で消費できる店舗を残すことは、高齢化、人口減少が進行する本市にとって必要不可欠であり、過疎地域の持続的発展を図る。</li> <li>・産業振興事業 企業が市内に工場や特定施設を新設、増設及び更新する事業に対する助成や課税免除、新製品の開発や既存製品改良等に要する費用の一部を中小企業に助成するほか、企業の人材育成を目的とした研修等を実施する赤平産業振興人材育成実行委員会に対する助成を行うことにより、地場産業の振興と市域経済の活性化を図る。</li> <li>・エルム高原施設管理事業 観光産業の核施設であるエルム高原施設について、利用者が快適に利用できるように維持補修を行うことにより、地域の活性化を図る。</li> <li>・観光イベント事業 「あかびら火まつり」「産業フェスティバル」「らんフェスタ赤平」などのイベントに対する助成として観光協会などに対し補助金を交付するほか、特産品協議会による農産物や食料品などの地場産品や特産品のPRや販路拡大を行うことで地域の活性化を図るとともに、近隣市町と連携し、交流・関係人口の拡大により、将来的効果をもたらす事業とする。</li> <li>・農業後継者・担い手サポート事業 農業の持続的、安定的な発展を図るため、基礎的農業の知識・技術・経営能力の取得を目的とした研修や講習、農業機械免許の取得、農産物の販路拡大にかかる経費の一部を助成する。</li> </ul>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
<p>4. 交通施設の整備、交通手段の確保</p>	<p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>公共交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化事業 既存の地域公共交通機関の維持確保に努めるとともに、交通空白地域の解消のため、赤平市地域公共交通活性化協議会等による地域公共交通活性化事業を展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指す。</li> </ul>	<p>市</p>	

<p>5. 生活環境の整備</p>	<p>(7) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>危険施設撤去</p>  <p>防災・防犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的住宅除却事業 人口減少による入居者数の減少や施設の老朽化が著しい公的住宅を除却することにより、地域の景観の保全・防犯対策など快適なまちなみの創出を図る。</li>   <li>・ 公共施設除却事業 今後の活用が見込めなくなった公共施設を除却することにより、地域の景観の保全・防犯対策など快適なまちなみの創出を図る。</li>   <li>・ 防犯灯、街路灯維持費補助金 市内にある町内会等が所有する防犯灯、街路灯の電気料金の一部を助成することにより、住民の安全・安心な暮らしの確保を図る。</li> </ul>	<p>市</p>   <p>市</p>   <p>市</p>	
<p>6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>児童福祉</p>  <p>高齢者・障害者福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども医療費助成事業 高校卒業時までの乳幼児や児童、生徒の医療費を全額助成することにより、子育て世代のへ経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li>   <li>・ 重度心身障害者医療費助成事業 重度の障がいのある方の医療費を助成することにより、地域住民の安全・安心な生活を確保でき過疎対策に資するものである。</li>   <li>・ 重度障害者福祉タクシー助成事業 重度身体障害者でバス等公共交通機関を利用することが困難なものに対し、生活圏の拡大及び経済的負担を軽減するため、タクシーチケットを交付し、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを図る。</li>   <li>・ 社会福祉協議会委託金 高齢者の福祉事業である電話サービス、食事サービス、除雪サービスなどを社会福祉協議会の委託事業として行うことにより、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と福祉の向上を図り、地域の活性化につながる。</li> </ul>	<p>市</p>   <p>市</p>   <p>市</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養サービス事業 高齢者の方に、保養センターのサービス保養券を配ることにより、高齢者の方の保養による健康増進と外出することによる閉じこもりの防止を図ることにより、安心して暮らせるまちづくりや高齢者の社会参加、生きがいの促進及び心身の健康保持を図られる。</li> <li>・老人クラブ等運営費補助事業 市内の各老人クラブや老人クラブ連合会の運営費の一部について補助金を交付することにより、高齢者の生きがいや交流を生みだし、健康で活発に暮らせる環境の向上を図る。</li> <li>・高齢者世帯等除雪費助成事業 高齢者等で自力での除雪が困難な世帯の方が、個人や事業者等に除雪を依頼した費用の一部を助成することにより冬期間における生活不安を解消し、安心・安全の確保と福祉の増進を図る。</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成事業 18歳までの子を扶養するひとり親家庭に対し、親及び子の医療費の一部助成を行うことにより、子育て世代のへ経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li> <li>・ひとり親世帯への助成事業 ひとり親世帯が子どもを養育する期間において、家賃の一部助成並びに入学支度金助成を行い、養育費の負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりが推進でき少子化対策に資するものである。</li> <li>・予防接種助成事業 中学生以下の子どもを持つ家庭にかかる医療費を助成することにより生活の安定を図り、安心して育てられる環境づくりや健全な育成を図る。</li> </ul>	市	
	その他		市	
			市	
			市	
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設整備事業 市内唯一の救急指定病院として、また、基幹病院として地域医療を安定かつ継続的に提供するために、計画的な設備等の維持補修を行うことにより地域医療体制の確保を図る。</li> </ul>	市	

	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中空知地域保健医療対策協議会負担金 空知の2次医療圏における、病院間の協力体制を構築し、病院群輪番制、小児救急医療支援事業をおこなうことにより、過疎地域における救急医療体制の確保を図る。</li> </ul>	市	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会館等施設整備助成事業 町内会が所有する、町内会館等の施設整備に助成することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域共生社会の形成を図る。</li> <li>・ 地域コミュニティ活動推進事業 各町内会は地域コミュニティの基礎単位として重要な役割を果たしており、町内会活動に対して助成することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域共生社会の形成を図る。</li> </ul>	市  市	